



相模原市 パークマネジメントプラン

～みんなで創り育てる さがみはらの公園～



相模原市

目 次

はじめに	1
1 パークマネジメントプランの概要	2
(1) 都市公園について	2
ア 都市公園とは	2
イ 都市公園の効果	2
ウ 都市公園の種別	4
エ 都市公園の施設	7
(2) パークマネジメントプランとは	9
ア プラン策定の目的	9
イ プランの位置付け	10
ウ プランの概念	11
エ プランの対象	12
2 本市の都市公園の現状と課題	13
(1) 都市を取り巻く社会状況	13
ア 少子高齢化と人口減少	13
イ 都市化の進展と環境問題等への関心の高まり	14
ウ 地方の活性化	14
エ 都市基盤の整備と老朽化の進行	14
オ 財政面及び人員面の制約	15
カ 価値観の多様化	15
(2) 本市の公園の現状	16
ア 公園の設置状況	16
イ 公園の利用状況	19
ウ 公園の管理状況	25
エ 公園への要望や苦情	27
オ 公園での事故等の発生状況	30
(3) 公園の管理運営に係る課題	31
ア 公園施設の適切な管理	31
イ 利用者のニーズへの対応	32
ウ 多様な主体との連携による公園の管理運営	33
エ 公園の適正利用の促進	33
オ 要望等の傾向の把握	33
3 基本理念及び基本目標	34
(1) 基本理念	34
(2) 基本目標	35

4	基本方針及び具体的な取組	36	
(1)	基本目標1：安全で安心な暮らしづくりに貢献します	36	
	基本方針	公園を適正に管理します	
	施策1-1	公園施設(樹木等を除く。)の安全・安心の確保	38
	施策1-2	樹木等の適正な管理	43
	基本方針	ルールを守り、快適な空間を創出します	
	施策1-3	利用ルールの周知及びマナーの向上	51
	施策1-4	駐車場の適正利用の推進	54
	基本方針	誰もが平等に利用できる公園を目指します	
	施策1-5	バリアフリー化等の推進	57
	基本方針	防災・減災に取り組みます	
	施策1-6	防災・減災対策の推進	60
(2)	基本目標2：人と地域をはぐくみます	64	
	基本方針	環境を学ぶ場として活用します	
	施策2-1	環境教育及び環境学習の推進	66
	基本方針	公園から地域を元気にします	
	施策2-2	地域による公園の利活用の推進	68
	施策2-3	地域による公園の利活用ルールづくり	70
	基本方針	民間事業者等の積極的な利活用を推進します	
	施策2-4	民間事業者等による公園の利活用の促進	72
	基本方針	様々な分野の事業主体との連携による公園の活用を推進します	
	施策2-5	様々な分野の事業主体との連携の強化	75
(3)	基本目標3：都市にやすらぎと潤いをもたらします	78	
	基本方針	都市にみどり豊かな潤いある空間を創造します	
	施策3-1	豊かなみどりの確保と潤いある空間の創出	79
	基本方針	公園の適正配置を推進します	
	施策3-2	公園の適正配置の推進	82
	基本方針	市民のニーズに応じた、魅力的な公園づくりを推進します	
	施策3-3	公園の機能分担の推進	85
	施策3-4	ニーズに応じた公園機能の充実	88
5	プランの推進	92	
(1)	プランの推進	92	
(2)	今後の展開	92	
	ア	詳細プランの検討	92
	イ	プランの見直し	92

本編に記載された公園の箇所数、面積等については、特記がない場合は平成28年4月1日現在とします。
本文中における「公園」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園を指します。

本編に掲載されたグラフ中の整数で表記された数値については、小数点以下第1位で四捨五入しており、合計と内訳が一致しないことがあります。また、1に満たない数値については、小数点以下第2位で四捨五入し、小数点以下第1位で表記しています。

はじめに

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間等、多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

本市では、水とみどりの豊かなまちづくりを推進するために、都市公園の整備を進めてきましたが、特に都市公園の市民1人当たりの面積を指標として、公園の「量」の確保を目標に、みどりの拠点となる大規模な公園や、自然環境や地域の特性を活かした公園等、地域の実情を踏まえ、魅力ある公園づくりに取り組んできました。

しかし、近年の都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、都市公園においては、少子高齢化や都市構造の変化に伴う利用形態の変容や多様化、施設の老朽化、管理費の増大等の課題が生じています。

こうした状況に鑑みながら、公園を都市の資産として有効に活用していくためには、公園の目指すべき方向性や担うべき役割を明らかにした上で、行政だけでなく、市民や地域団体、学校、民間事業者等の「みんな」で考え方や目標(目指すべき公園像)を共有し、公園の管理運営のために協力し合い、公園の「質」を高めていくことも必要です。

「相模原市パークマネジメントプラン」(以下「プラン」という。)は、行政や市民、地域団体、学校、民間事業者等が連携し、「みんな」で公園の「質」を高めていくための道しるべとなることを目的として策定するものです。

1 パークマネジメントプランの概要

(1) 都市公園について

ア 都市公園とは

都市公園とは、都市公園法に基づき、市町村や都道府県、国が設置する公共施設です。

我が国の公園制度は、明治6年の太政官布達がその始まりとされています。その後、関東大震災の震災復興事業や第2次世界大戦後の戦災復興土地区画整理事業等での公園整備等を経て、都市公園法が制定されました。

さらに、高度経済成長時の生活環境の悪化を契機に、昭和47年には都市公園等整備緊急措置法(昭和47年法律第67号。現在は廃止)が制定され、その後の30年間で緊急的かつ計画的な整備が進められました。

近年では、公園の設置基準の条例委任や、公園に設置が可能な施設が拡充される等、地域での自主性を高めた公園整備が進められています。

イ 都市公園の効果

都市公園は、豊かな緑を有するオープンスペースであり、存在することで、都市の良好な環境の形成や、生物の生息及び生育場所の確保、防災や減災への貢献等、様々な存在効果を有しています。また、利用者がくつろいだり、遊びやスポーツで体を動かしたり、様々な交流が生まれる等、公園を利用することで役立つ利用効果を有しています。

都市公園は、設置されてから継続的に中長期にわたり得られるこれらの効果(以下「ストック効果」という。)を発揮することで、市民の安全・安心で快適な暮らしを支えており、今後もその効果を十分に発揮し、様々な役割を担っていくことが期待されています。

都市公園のストック効果

- 1 防災性向上効果
災害発生時の避難地、防災拠点等となることにより都市の安全性を向上させる効果
- 2 環境維持・改善効果
生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
- 3 健康・レクリエーション空間提供効果
健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
- 4 景観形成効果
季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果
- 5 文化伝承効果
地域の文化を伝承、発信する効果
- 6 子育て、教育効果
子どもの健全な育成の場を提供する効果
- 7 コミュニティ形成効果
地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果
- 8 観光振興効果
観光客の誘致等により地域のにぎわい創出、活性化をもたらす効果
- 9 経済活性化効果
企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

出典：都市公園のストック効果向上に向けた手引き(平成 28 年 5 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課)

ウ 都市公園の種別

都市公園は、都市公園法等(以下「法令等」という。)に基づき、その機能、目的、規模、利用対象等により、様々な種別に分けられます。

都市公園の種別と内容		
種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たりの面積が0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たりの面積が2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たりの面積が4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善を目的とする公園(カントリーパーク)で1箇所当たり面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たりの面積が10ha～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たりの面積が15ha～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たりの面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たりの面積がおおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止若しくは緩和又はコンビナ - ト地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害や災害の発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害又は災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たりの面積が0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合又は植樹により都市に緑を増加若しくは回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し、都市公園として配置するものを含む。)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区の相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10m~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンタ - 、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全及び自然的環境の復元を図ることができるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	

出典：法令等及び国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページ

市内の主な都市公園



街区公園：山野中央公園



近隣公園：相模大野中央公園



地区公園：鹿沼公園



総合公園：相模原麻溝公園



特殊公園(歴史公園)：史跡勝坂遺跡公園



緑道：相模緑道緑地

エ 都市公園の施設

都市公園には、その効用を全うするために設けられる施設(以下「公園施設」という。)が法令等により定められており、公園施設以外は、原則として設置することができません。

公園施設には、植栽や花壇等の修景施設、^{あずまや}四阿やベンチ等の休養施設、ブランコや滑り台等の遊戯施設、陸上競技場等の運動施設等、様々な種類や性格があります。

公園施設の種類		
	種類	内容
1	園路及び広場	
2	修景施設	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等
3	休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場等
4	遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場等
5	運動施設	野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。)、ラグビー場、テニスコート、ゲートボール場、水泳プール、スケート場これらに附属する観覧席、更衣所、運動用具倉庫、シャワー等
6	教養施設	植物園、分区園、動物園、図書館、体験学習施設、記念碑、古墳、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの等
7	便益施設	売店、飲食店(料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。)、宿泊施設、駐車場、便所、水飲場、手洗場等
8	管理施設	門、柵、管理事務所、倉庫、掲示板、標識、照明施設、くず箱、水道、雨水貯留施設、擁壁等
9	その他	展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設

出典：都市公園法及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条からの抜粋

主な公園施設



修景施設：花壇



休養施設：四阿



運動施設：陸上競技場



教養施設：体験学習施設



便益施設：便所



その他：防災備蓄倉庫

(2) パークマネジメントプランとは

ア プラン策定の目的

本市では、昭和45年に最初の都市公園を設置して以降、都市の貴重なみどりとして市民の暮らしを支えるとともに、愛される公園づくりを進めてきました。

現在は、平成27年3月に策定した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(通称「緑の基本計画」という。)と生物多様性地域戦略の2つの法定計画を内包した「水とみどりの基本計画 改訂版 = 生物多様性さがみはら戦略 = 」(以下「水とみどりの基本計画」という。)の「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ」という基本理念に基づき、公園の管理運営、整備を行っています。

水とみどりの基本計画においては、基本目標の1つである「花とみどり 季節感あふれる都市空間をつくります」に対する施策の基本方針の中で、都市公園の整備について、みどりの拠点となる大規模公園や、自然環境や地域の特性を活かした公園等地域の実情を踏まえ、魅力ある公園づくりを進めるとしています。

この計画の施策目標水準の1つとして都市公園の整備目標を定めており、平成31年度までに都市公園の1人当たりの面積を6.3㎡(整備面積は459.9ha)にするとしておりますが、この目標は緑地保全や緑化推進の「量」を確保する目標であり、一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開するという営造物公園としての都市公園の「質」に係る目標や目指すべき方向等は明確ではありません。

また、近年の都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、都市公園においては、少子高齢化や都市構造の変化に伴う利用形態の変容や多様化、施設の老朽化、管理費の増大等の課題が生じています。

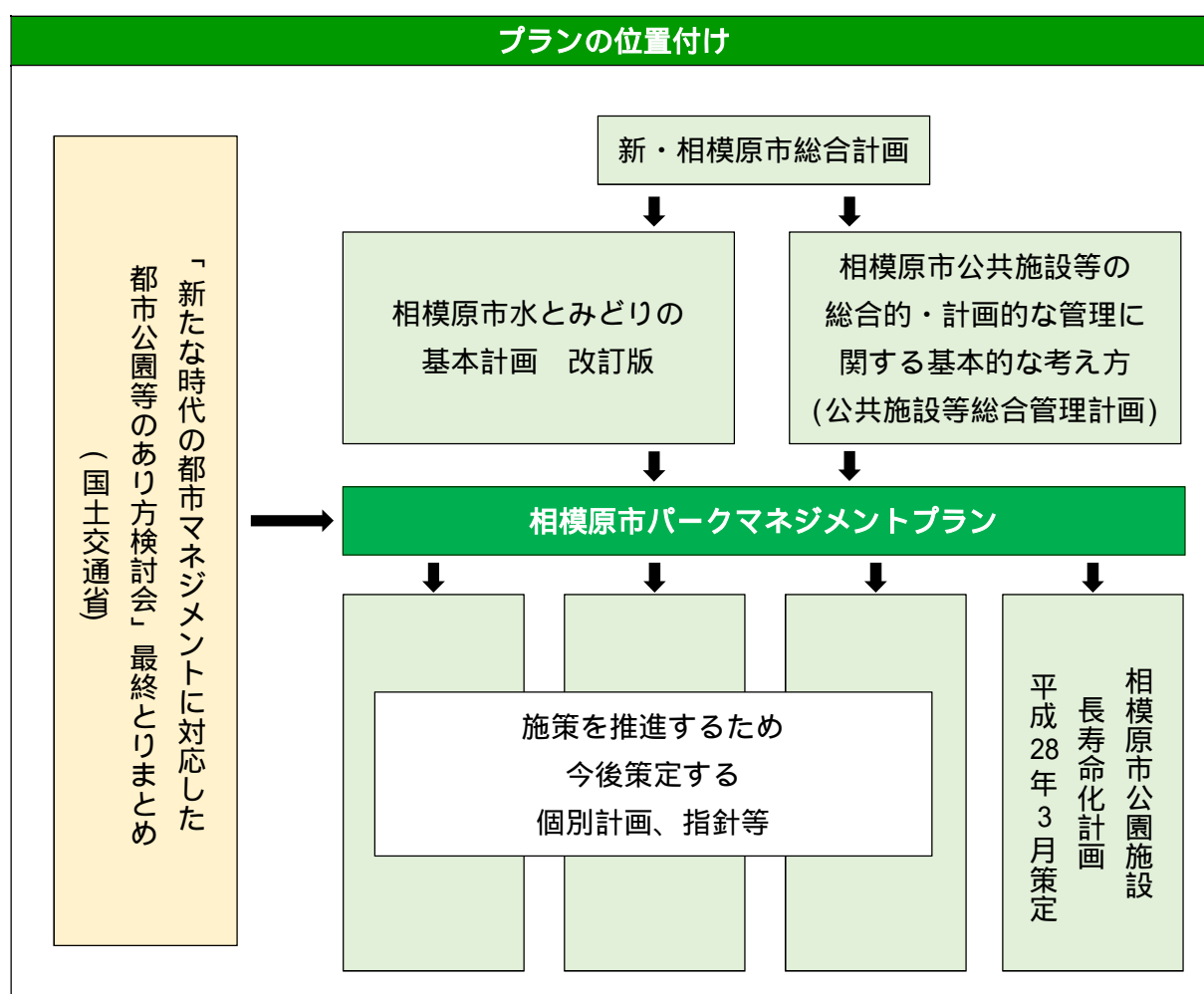
こうした状況に鑑みながら、公園を都市の資産として有効に活用していくためには、公園の目指すべき方向性や担うべき役割を明らかにした上で、行政だけでなく、市民や地域団体、学校、民間事業者等とともに考え方や目標(目指すべき公園像)を共有し、施設の計画的な管理や、運営のために協力し合い、公園の「質」を高めていくことも必要です。

プランは、行政や市民、地域団体、学校、民間事業者等が連携し、「みんな」で公園の「質」を高めていくための道しるべとなることを目的として策定するものです。

イ プランの位置付け

プランは、新・相模原市総合計画及び水とみどりの基本計画に基づくとともに、相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方を踏まえ、都市公園の更なる機能の発揮のため、都市公園の管理及び運営の方針を定めるものです。

また、国土交通省が人口減少・少子高齢化社会におけるオープンスペースの再編や利活用の在り方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営の在り方等について検討し、都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性をとりまとめ、平成28年5月に公表した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめを参考にしています。



公園メモ・・・上位計画等について

・緑の基本計画

地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画を策定できることとしたもの

・公共施設等総合管理計画

長期的視点をもって公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするもの

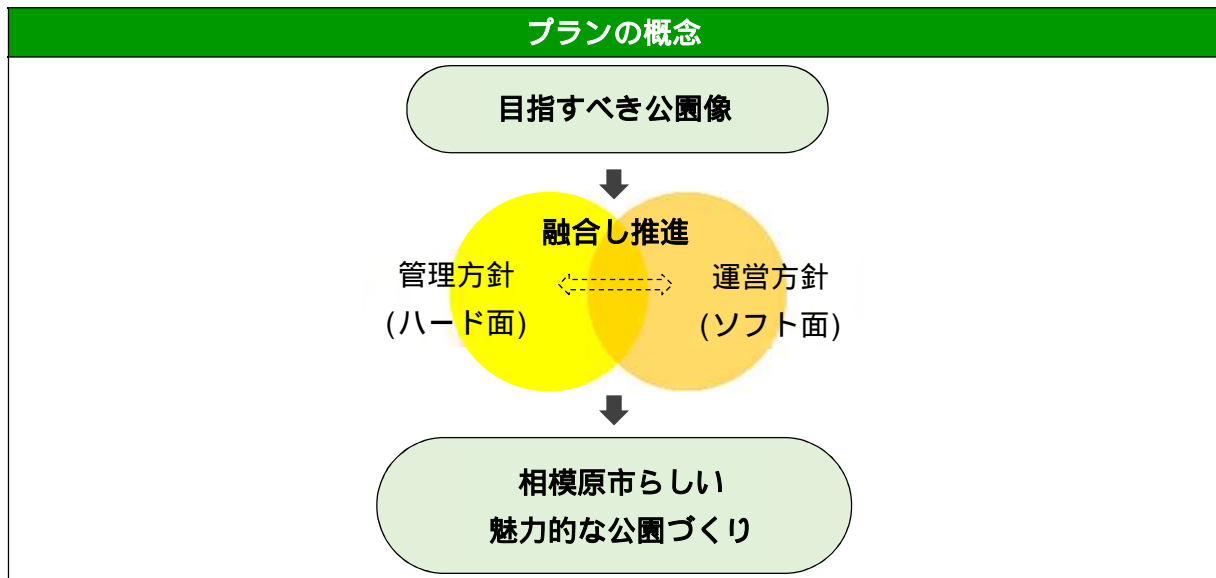
出典：都市緑地法運用指針(平成25年4月1日改訂 国土交通省都市局公園緑地・景観課)及び総務省ホームページ

ウ プランの概念

プランは、市民の豊かな暮らしを実現するために、公園が担うべき役割や目指すべき公園像を明確にし、施設の適切な管理等に関するハード面の方針(管理方針)と、公園の利活用や適正利用等に関するソフト面の方針(運営方針)を定め、これらに基づいた管理運営を行うことにより、公園の更なる魅力向上や、より効果的・効率的な管理運営、適正利用の推進等により、相模原市らしい魅力的な公園づくりを実現するものです。

また、管理方針と運営方針について、個々の方針に基づき管理運営を推進するだけでなく、両方針を融合し推進することにより、より一層の公園の機能発揮等を実現することとします。

プランの概念



エ プランの対象

プランは、本市が管理する都市公園及び都市公園予定地を対象とします。ただし、都市緑地等は、設置の主な目的が緑地の保全等であるため、対象外とします。

2 本市の都市公園の現状と課題

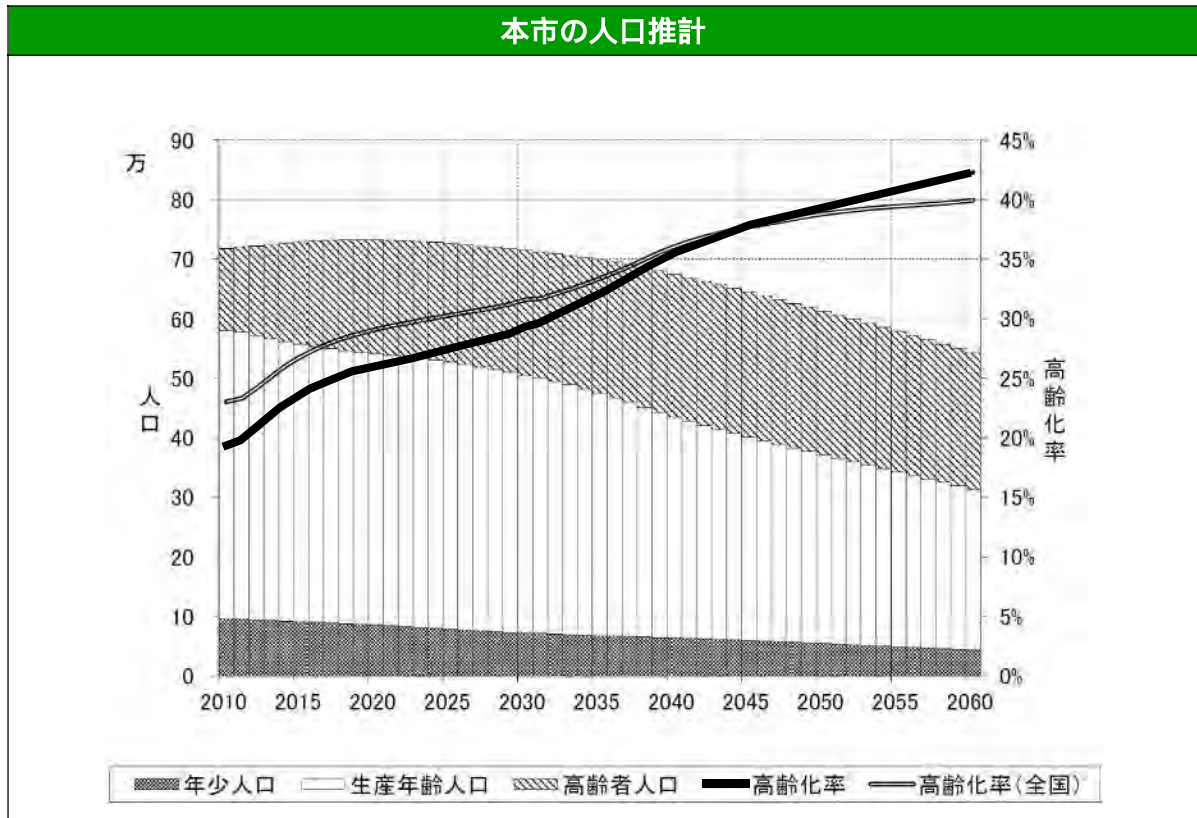
(1) 都市を取り巻く社会状況

現在、本市のみならず我が国では、都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、様々な課題が生じています。

ア 少子高齢化と人口減少

全国的な出生率の低迷や高齢化の進行等により、国内においては、2008年をピークに人口が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」等によると、2050年の人口は、1億人を割り込むまで減少すると推計されています。また、内閣府が公表した「平成28年版高齢社会白書」によると、平成27年10月1日現在の高齢化率は26.7%であり、2050年には38.8%になると推計されており、我が国は、今後一層、高齢化が進む見込みとなっています。

本市においては、「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」では、土地区画整理事業等により今後も人口の増加が見込まれ、2019年まではわずかながら増加を続け、ピーク時で73万人を超えた後に減少に転じ、2050年には約61万人まで減少すると推計しています。また、平成27年1月1日現在の高齢化率は23.1%であり、2050年には39.4%になると推計しています。



出典：2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計

イ 都市化の進展と環境問題等への関心の高まり

都市化の進展は、土地利用変化による緑地や水系の分断、建物やアスファルト舗装による地表面の被覆を進め、緑地の質や量の低下、地下水かん養機能や水質の低下を招いてきました。その結果、湧水の消失やヒートアイランド現象の発生、生態系の変化等が顕在化し、様々な環境問題として認識されるようになっていきます。

本市においては、市域全体の約7割を自然的土地利用が占めていますが、都市的土地利用のうちの約7割が市東部の合併前の旧相模原市域となっており、第5次首都圏基本計画(平成11年3月国土庁大都市圏整備局)においては首都圏業務核都市に指定され、業務機能を柱とする諸機能の適正配置の受け皿となるべき都市として都市機能の集約が図られており、都市化に対応した適切な環境保全が求められています。

ウ 地方の活性化

現在、我が国では「地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服する」との方針の下、全国で地方創生への取組が始まっており、それぞれの地方が有する資源を活用して、地域活性化等を図ることが急務となっています。

本市においては、今後迎える人口減少を見据えて、急激な人口減少に歯止めがかかるよう、出生率の向上や人口の社会増を目指し、安定した雇用の創出や子どもを安心して生み、育てる環境の提供、定住促進、安全で安心な暮らしの確保、首都圏南西部の広域交流拠点都市の形成等に取り組んでいるところです。

エ 都市基盤の整備と老朽化の進行

我が国では、高度経済成長期以降の急速な都市化により、市街地の拡大に併せて道路、都市公園、下水道等の都市基盤整備を進めてきました。その一方で、整備された都市基盤の老朽化進行が顕在化しつつあり、戦略的かつ効率的な管理が課題となってきました。

本市においても都市基盤の老朽化対策は課題となっており、従来の対症療法的な管理から予防保全的管理を取り入れた管理への転換を図る等の取組を進めているところです。

オ 財政面及び人員面の制約

我が国の財政状況は、1990年代以降、急速に悪化し、今後地域住民が新たな負担をせずに、十分な公共投資や行政サービスを楽しむことは困難になっていくことが想定されています。特に多くの社会資本を管理している地方公共団体においては、専門的な知見・技術を有する職員の不足・不在が顕著となっており、財源不足や財政の硬直化で投資余力及び管理余力が乏しいといった事情を抱えています。

本市においては、安定的かつ持続的に質の高い行政サービスを提供していくため、より積極的な歳入の確保と「選択と集中」の視点に立った事業の精査や廃止・効率化を図るとともに、民間等の専門知識や経営資源を活用する等、これまで以上の創意工夫と市民・行政の協働により、持続可能な都市経営に取り組んでいるところです。

また、多様化する市民ニーズや複雑高度化する行政課題に的確に対応したサービスの提供や既存施策を見直し新たな視点で先進的な施策を展開するために、高い意識を持って主体的に行政運営に取り組むことのできる職員の育成に取り組んでいるところです。

カ 価値観の多様化

我が国は成熟社会を迎え、国民の価値観の多様化により歴史・伝統、自然、文化等経済的な側面以外の充足を求めるニーズが高まっています。こうしたニーズに対応するため、都市も、経済的な豊かさだけでなく、クオリティ・オブ・ライフの向上等への対応が求められています。

本市においても、市民の暮らしに対する満足度の向上、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、「安全で安心な暮らし」を実現でき、互いに支え合うことで本市への愛着度が向上して「定住」へとつながるよう地域づくり及びまちづくりに取り組んでいます。

(2) 本市の公園の現状

ア 公園の設置状況

本市の都市公園は、水とみどりの基本計画等に基づき計画的に整備されたものや、住宅等の開発に伴い帰属されたもの等を含め、608 箇所(面積：332.86ha)が設置されており、都市公園の市民1人当たり面積は、4.64㎡となっています(県立公園を含む。)

これらの公園の数や広さについては、相模原市総合計画の進行管理等に係る市民アンケート調査(以下「総合計画アンケート」という。)の結果によると、「満足」、「どちらかといえば満足」、「ふつう」と答えた方の合計が全体の80%を超える等、おおむね満足していると思われる結果となっています。

しかし、都市公園の設置に関する指標である「都市公園の1人当たり面積」については、国が10㎡(市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積については5㎡)を標準としていることや、他の政令指定都市に比べ低い値であること等を踏まえると、十分な都市公園が設置されている状況とは言えません。

今後も引き続き、都市公園の市民1人当たりの面積が、水とみどりの基本計画に定める目標である6.3㎡となるように努めていきます。

公園の整備状況



政令指定都市等の公園整備状況			
都市名	都市公園の1人 当たり面積(m ² /人)	都市名	都市公園の1人 当たり面積(m ² /人)
札幌市	12.5	京都市	4.4
仙台市	12.6	大阪市	3.5
さいたま市	5.1	堺市	8.3
千葉市	9.3	神戸市	17.2
東京特別区	3.0	岡山市	16.6
横浜市	4.9	広島市	7.7
川崎市	3.8	北九州市	12.0
相模原市	4.2	福岡市	8.8
新潟市	10.0	熊本市	9.3
静岡市	6.1	政令指定都市等計	6.7
浜松市	8.3	全国計	10.2
名古屋市	7.0		

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページ

平成 27 年 3 月末日現在の数値(本市においては、平成 28 年 4 月 1 日現在で 4.64 m²)

公園の設置状況については、公園種別でみると、大規模な公園については広域公園(県立津久井湖城山公園)が 1 箇所 77.68ha と公園全体の面積の 23%を占めているほか、総合公園 5 箇所(県立相模原公園(26.01ha)、相模原麻溝公園(23.17ha)、相模原北公園(10.50ha)、津久井又野公園(4.42ha)、相模湖林間公園(9.72ha))で 22%、運動公園 2 箇所(横山公園(13.50ha)、淵野辺公園(15.70ha))で 9%を占めており、まとまった面積を有することで市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションの場として役立っています。

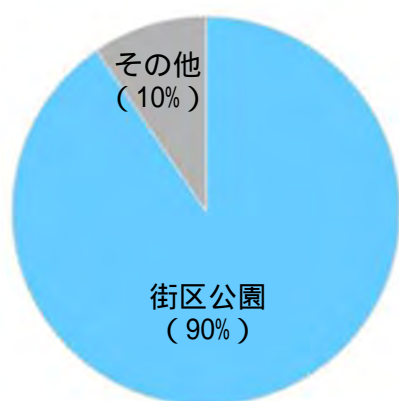
市民に身近な公園については、街区公園は 550 箇所 14%、近隣公園は 12 箇所 6%、地区公園は 3 箇所 4%、合計 565 箇所 公園全体の面積の 23%を占めており、気軽に行ける公園として、日常的な公園利用を支えています。

また、特殊公園、緑道等については、文化財の利活用や生物多様性の確保、市民の墓地需要への対応、利用者の安全な移動、ウォーキング等の健康づくり等、その特徴を活かした機能を発揮し、市民に親しまれています。

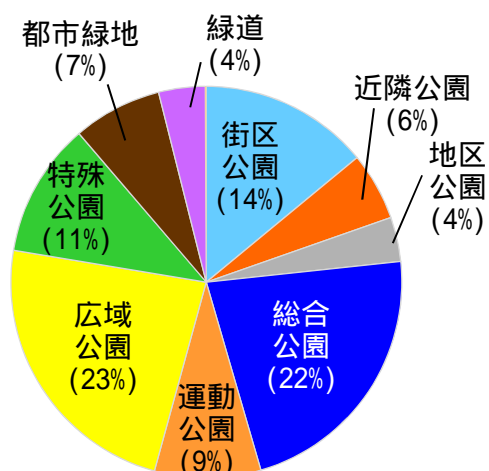
本市の都市公園の設置状況

	種別	箇所数	面積(ha)	小計
身近な公園 (住区基幹公園)	街 区	550	46.67	565 箇所 (77.62ha)
	近 隣	12	18.71	
	地 区	3	12.24	
大規模な公園 (都市基幹公園、 大規模公園)	総 合	5	73.82	8 箇所 (180.70ha)
	運 動	2	29.20	
	広域公園	1	77.68	
特殊公園	風 致	2	12.43	6 箇所 (36.95ha)
	歴 史	3	9.52	
	墓 園	1	15.00	
その他	都市緑地	22	24.54	29 箇所 (37.59ha)
	緑 道	6	12.80	
	広場公園	1	0.25	
合 計		608	332.86	

公園の種別の割合(箇所数)



公園の種別の割合(面積)



イ 公園の利用状況

プランの策定に当たり、平成 27 年度及び平成 28 年度に、公園の利用状況の把握や、管理運営に係る課題の抽出等を目的に、公園の主たる利用者を対象とした公園の利用に関するアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)を行いました。

アンケート調査の回答を基に、公園の利用状況を整理します。

アンケート回収状況

アンケート調査は、学校を通じて子どもたちから回答を得た「児童生徒用」、無作為に抽出した市民から回答を得た「個人用」、自治会等の地域の活動団体、幼稚園及び保育園から回答を得た「団体用」の 3 種類を実施し、計 4,842 票の回答を得ました。

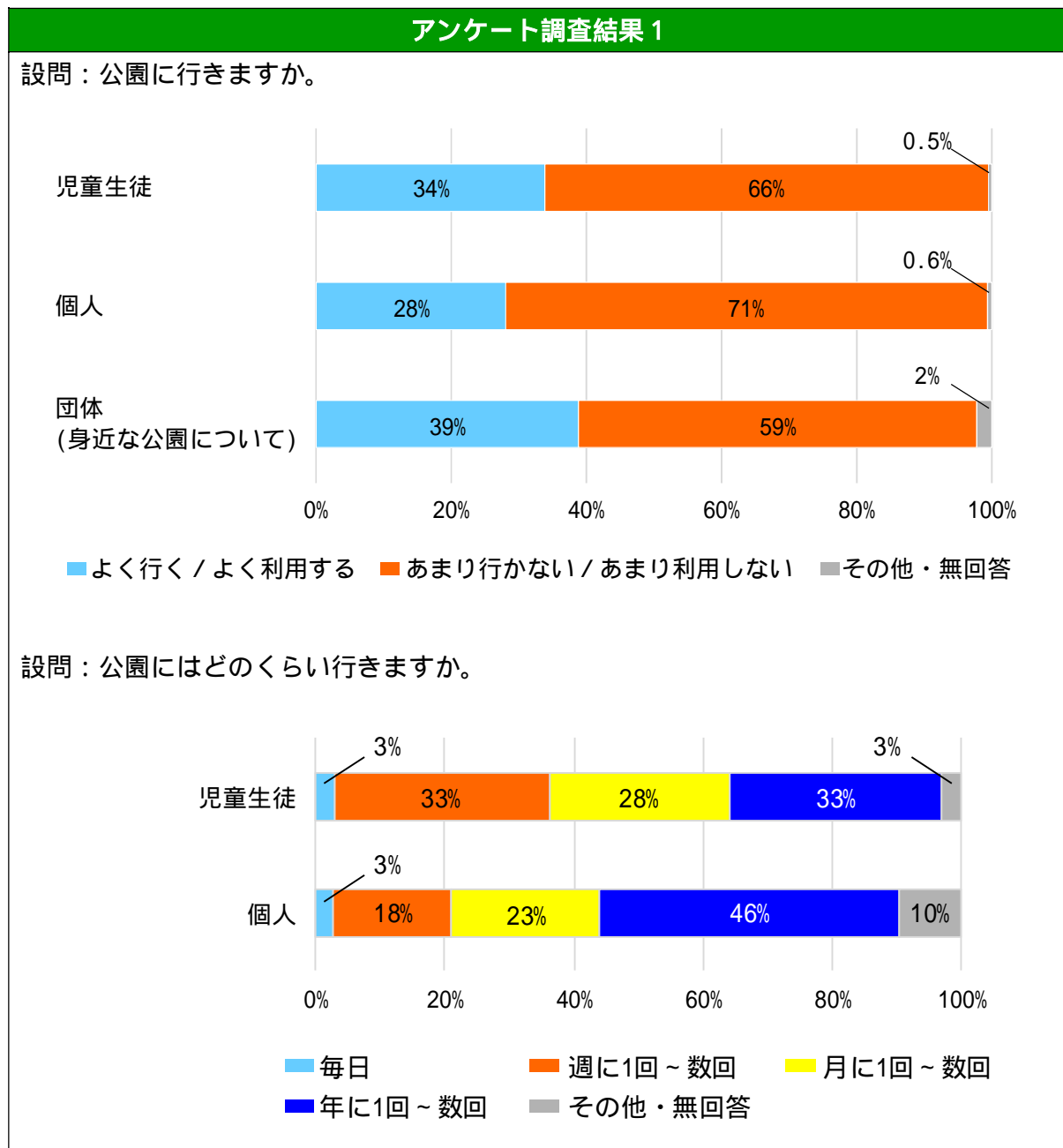
	学年・年齢	回答数(票)	割合(%)	計(票)
児童生徒	小学 3 年生	627	28.6	2,196 (100%)
	小学 5 年生	617	28.1	
	中学 2 年生	939	42.8	
	不明	13	0.6	
個人	16-30 歳	374	21.5	1,739 (100%)
	31-45 歳	217	12.5	
	46-60 歳	395	22.7	
	61 歳以上	748	43.0	
	不明	5	0.3	
団体		907		907
合計				4,842

(ア) 利用頻度

公園に「よく行く / よく利用する」と回答したのは、児童生徒で 34%程度、個人で 28%程度、団体で 39%程度(身近な公園について)でした。「あまり行かない / あまり利用しない」という方が半数以上を占め、児童生徒で 66%程度、個人で 71 %程度、団体で 59%程度(身近な公園について)でした。

公園の利用頻度は、個人では「年 1 回 ~ 数回程度」が最も多く、50%程度を占めています。「月 1 回 ~ 数回」を合わせると、70%程度の方は公園を日常的に利用していないこととなります。

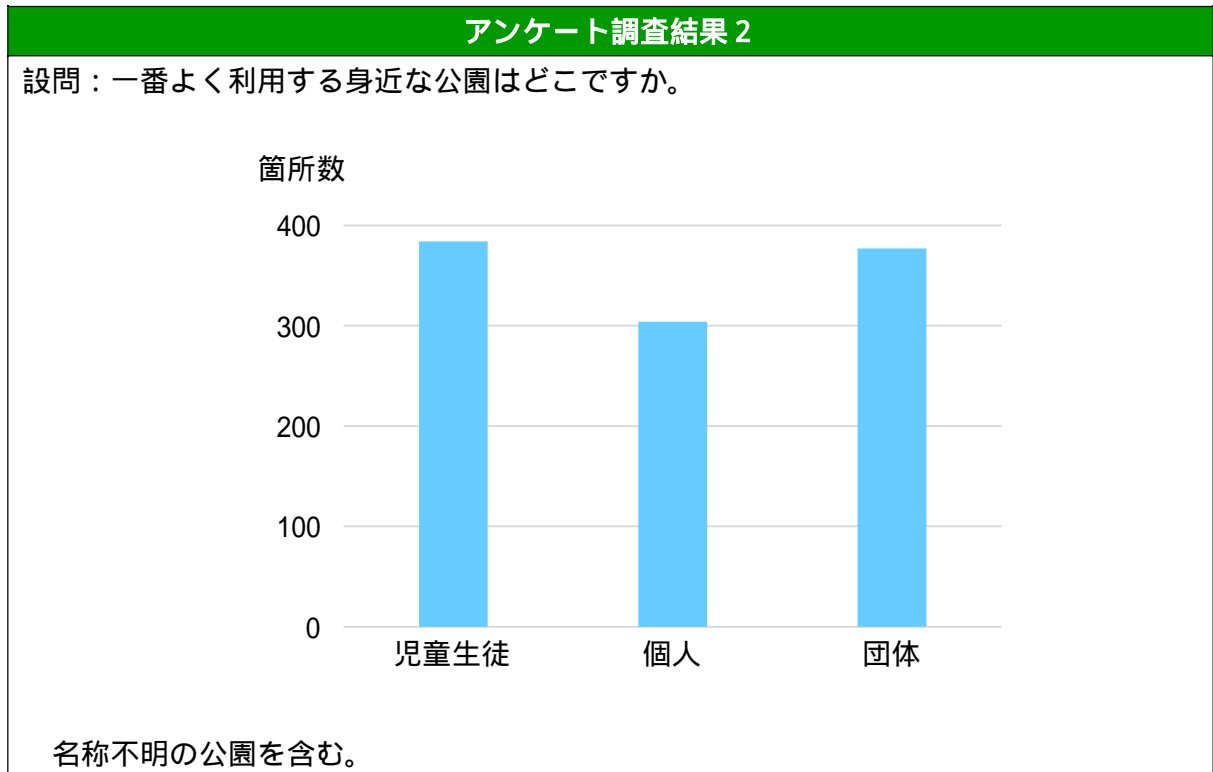
児童生徒についてみると、利用頻度が「毎日」が3%程度、「週1回～数回」が33%程度を占めており、公園を日常的に利用することは個人に比べると多いものの、利用頻度はあまり高くありませんでした。



(イ) 一番よく利用する公園

児童生徒では街区公園の名前が多く挙げられましたが、個人及び団体では県立相模原公園や相模原麻溝公園、県立津久井湖城山公園等の本市を代表する大規模な公園の名前が多く挙げられました。

一番よく利用するとして名前の挙げた公園の箇所数は、児童生徒では 384 箇所、個人では 304 箇所、団体では 377 箇所あり、幅広く公園が利用されていました。



(ウ) 公園の利用方法

a 児童生徒

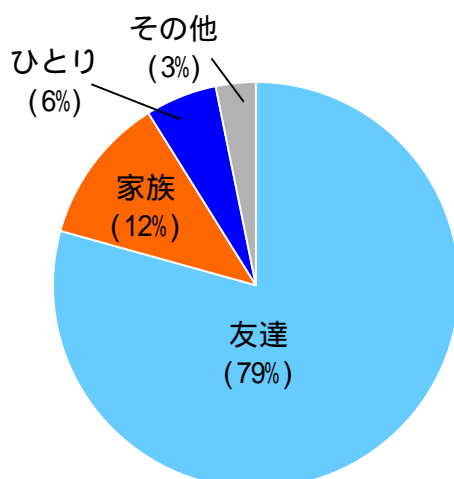
公園には主に友達と行き、鬼ごっこやボール遊び、遊具で遊ぶ等で体を動かすほか、会話を楽しんだり、カードゲームや携帯ゲームをする等を目的に、子どもたちが集まる場所となっています。

よく使う施設は、ブランコやすべり台等の遊具でした。

アンケート調査結果 3

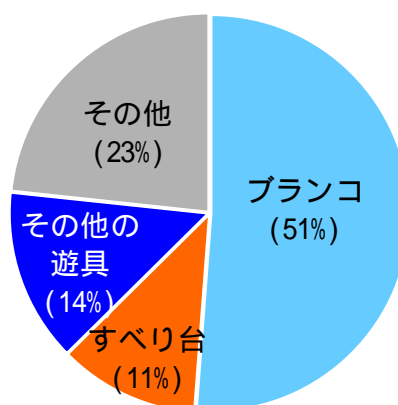
設問：

公園には誰と行くことが多いですか。

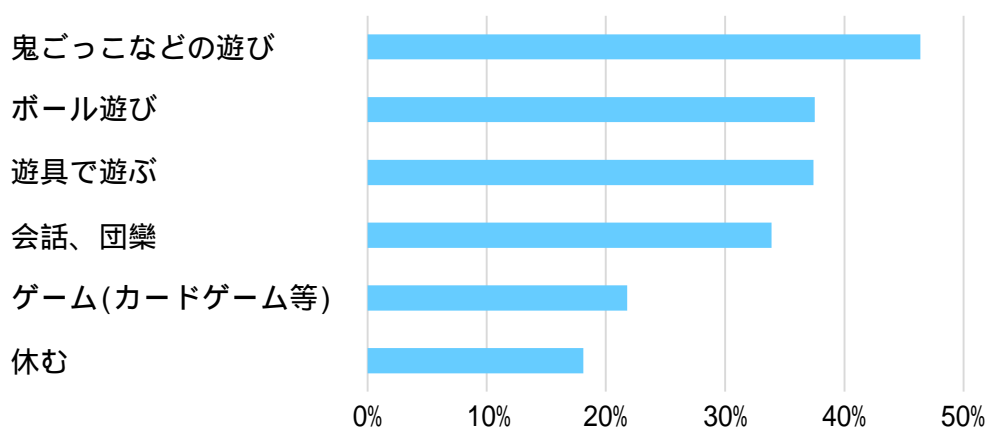


設問：

公園で一番よく使う施設はなんですか。



設問：公園でなにをしますか。(複数回答)



b 個人

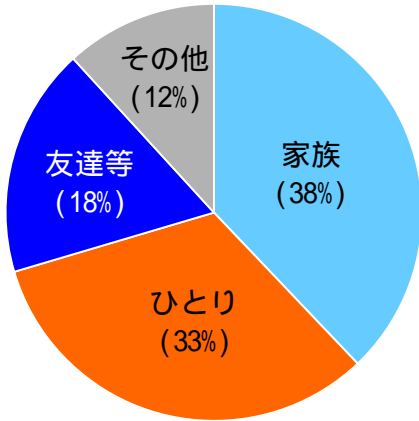
ひとりか家族と一緒に公園に行き、散歩をしたり、花や樹木を観賞したり、ベンチで休む等が多く、公園を憩いの場として活用していると考えられます。

公園で一番よく使う施設には、「ベンチ」が多く挙げられましたが、「特にない」も38%程度の方が回答していました。

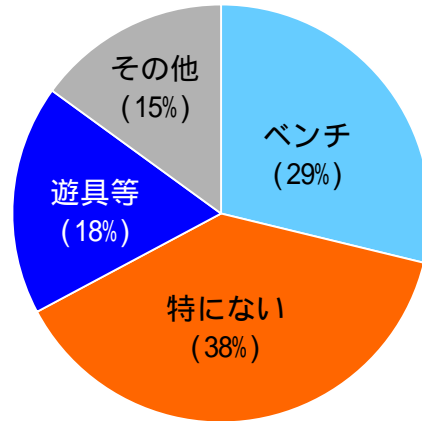
年代別で見ると、全ての年代で共通して「散歩」が多かったほかは、16歳～30歳の若者世代は、「会話、団楽」、31歳～45歳の子育て世代は、「子どもと遊ぶ」、46歳以上は、「花や木の観賞」等の利用が多くなっています。

アンケート調査結果 4

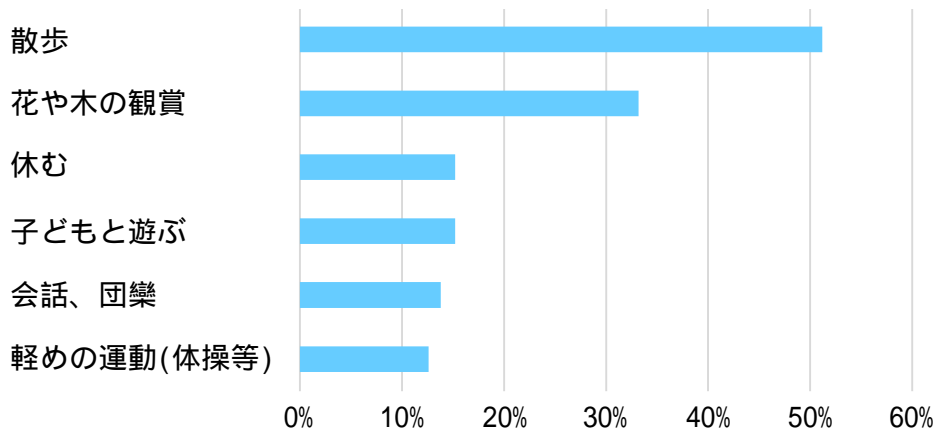
設問：公園には誰と行くことが多いですか。



設問：公園で一番よく使う施設はなんですか。



設問：公園でなにをしますか。(複数回答)

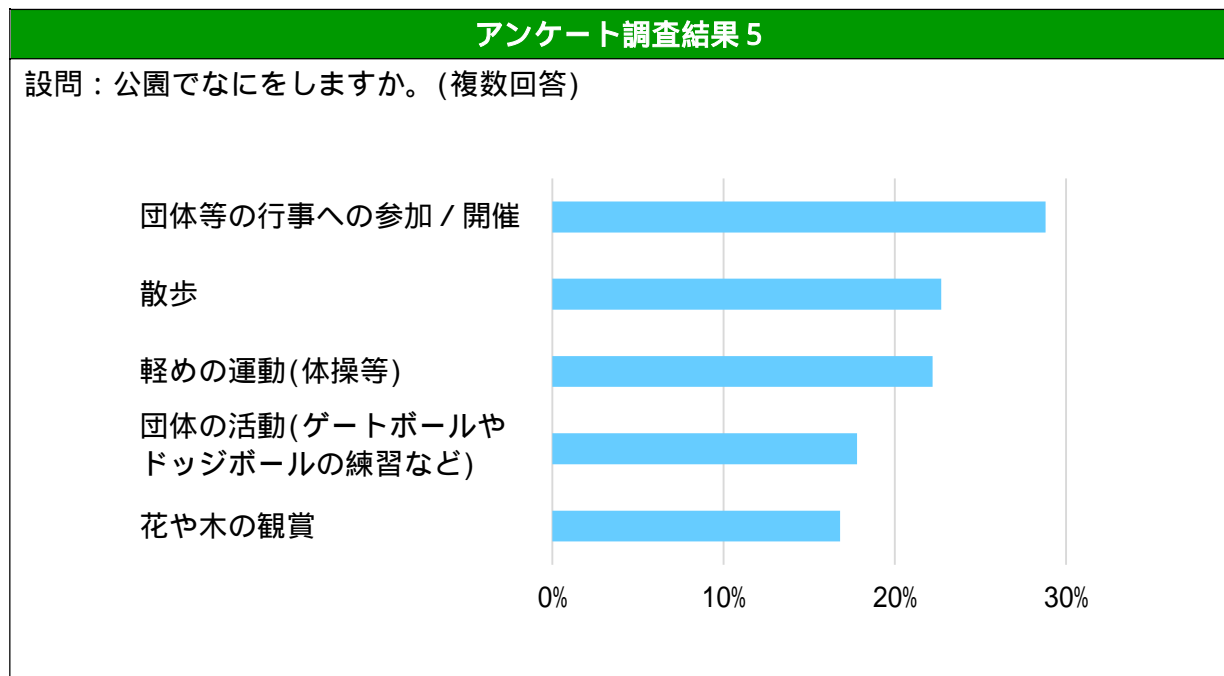


年代	公園の利用方法
16歳～30歳	散歩 37%、会話・団欒 29%、休む 23%
31歳～45歳	子どもと遊ぶ 51%、散歩 44%、遊具で遊ぶ 28%
46歳～60歳	散歩 57%、花や木の鑑賞 36%、休む 14%
61歳～	散歩 57%、花や木の鑑賞 42%、休む 13%

回答率の高い公園の利用方法を抜粋

c 団体

「行事への参加／開催」が最も多く、次いで「散歩」、「軽めの運動」、「団体活動（ゲートボールやドッジボールの練習）」等が利用の中心となっています。



ウ 公園の管理状況

本市の公園の管理については、市が行うことを基本としていますが、市のみならず、地域団体や民間事業者等、多様な主体と連携して行っています。

(ア) 街美化アダプト制度の活用

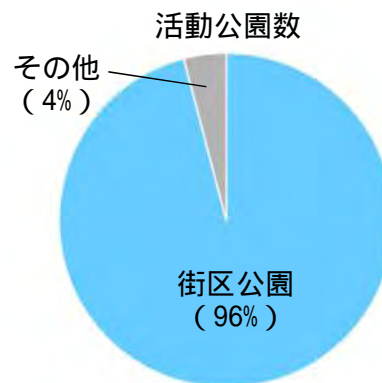
道路や公園等の市が所管する公共施設の美化活動を、市民が自発的に行い、市がその活動を支援する協働によるまちづくりの制度である街美化アダプト制度を活用し、身近な公園の管理に取り組んでいます。

街美化アダプト制度を活用している公園は、都市緑地等を除く全公園数の 80%に当たる 468 箇所あり、自治会や子ども会、老人会等の地域団体から環境保護団体まで、306 団体と協働しています。

公園メモ・・・街美化アダプト制度とは

活動内容(公園の活動について)

- ・花植え等の美化活動
- ・公園施設の損傷等の連絡
- ・除草及び散乱ごみの収集
- ・その他公園の美化に有効な活動



その他：近隣公園、地区公園、運動公園
風致公園、歴史公園、緑道
広場公園

(イ) 指定管理者制度の活用

本市では、大規模な公園、スポーツ施設等の有料施設のある公園等については、施設の活性化や住民サービスの向上を目的に市の外郭団体や民間事業者が管理する指定管理者制度を導入し、その公園の特色を活かした管理をしています。指定管理者制度を導入している公園は、13箇所あります。

指定管理者制度の導入公園			
	公園名	種別	面積(ha)
1	相模台公園	近隣	1.38
2	相模大野中央公園	近隣	2.70
3	小山公園	近隣	3.02
4	古淵鵜野森公園	地区	4.82
5	鹿沼公園	地区	4.90
6	津久井又野公園	総合	4.42
7	相模湖林間公園	総合	9.72
8	相模原北公園	総合	10.50
9	相模原麻溝公園	総合	23.17
10	横山公園	運動	13.50
11	淵野辺公園	運動	15.70
12	道保川公園	特殊(風致)	7.71
13	峰山霊園	特殊(墓園)	15.00

公園メモ・・・指定管理者制度とは

公の施設の管理については、市が出資する法人や公共的団体以外の団体でも十分なサービス提供能力を有すると認められるものが増加し、また、多様化する住民ニーズに対応するためには、このような民間事業者等が有する経営ノウハウを活用した方がより効果的であると考えられる事例も増加してきたことから、民間参入の具体的な施策として制度化されました。

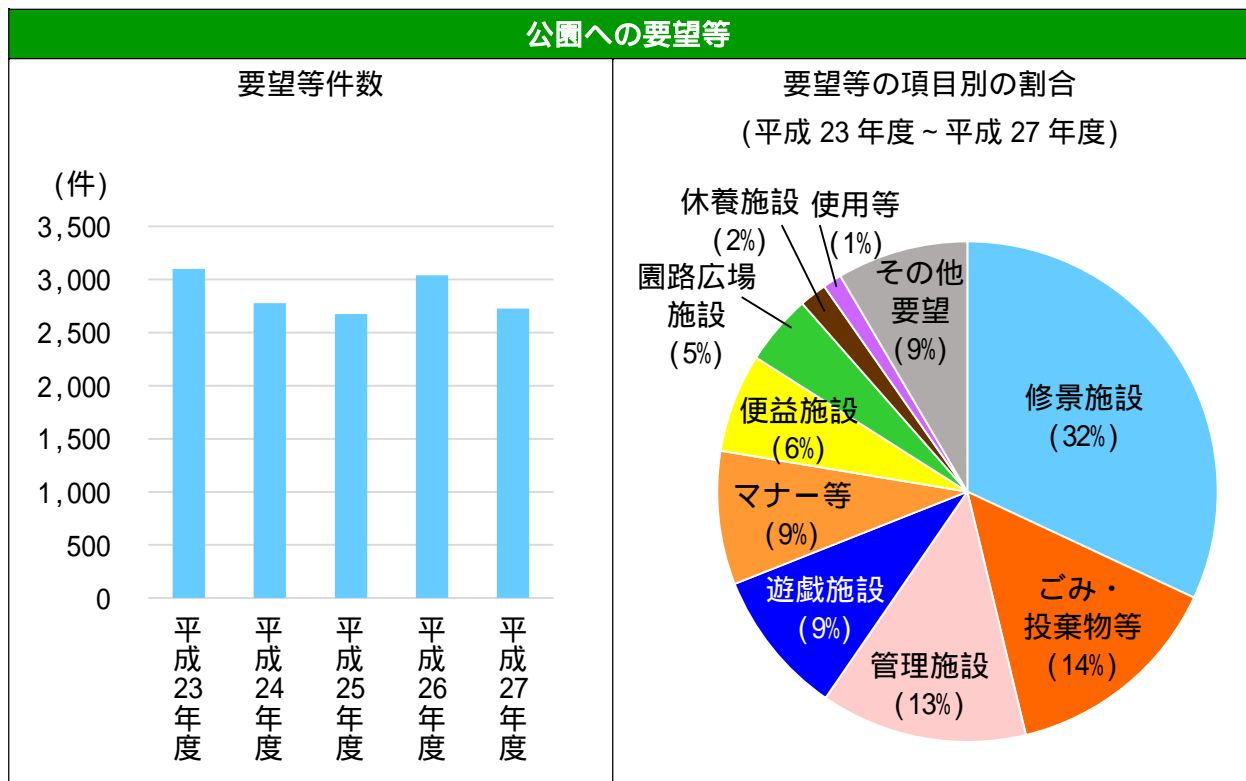
指定管理者制度は、施設を活用した新たな事業やサービスの実施、施設のより効果的な管理を提案、実施してもらうことにより、施設の活性化や住民サービスを向上させることをねらいとしているものです。

エ 公園への要望や苦情

公園に対する要望や苦情(以下「要望等」という。)は、平成23年度から平成27年度までの5年間で16,620件(1年当たり約3,300件)寄せられています。

このうち2,307件(14%)は、地域団体等による公園の清掃活動で発生したごみの処理依頼であるため、これを除く14,313件について、集計及び分析を行いました。

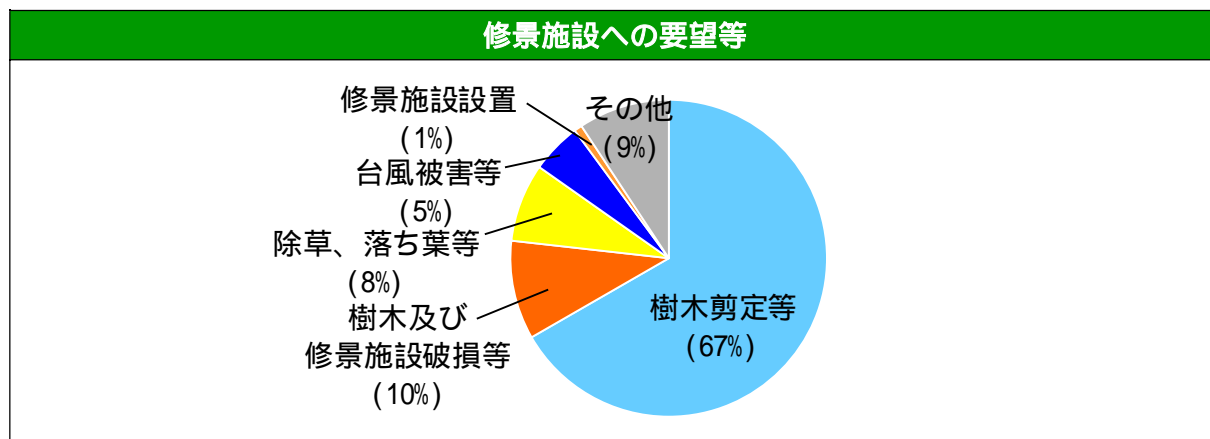
要望等を項目別にみると、樹木の剪定等に関する「修景施設」への要望等が最も多く4,574件で、全体の32%を占めています。次いで、園内の不法投棄物や放置自転車の処理等に関する「ごみ・投棄物等」への要望等が14%、園内灯の修繕等に関する「管理施設」への要望等が13%、遊具の修繕や新規設置等に関する「遊戯施設」への要望等が9%、利用者等のマナー対策等に関する「マナー等」への要望等が9%となっています。



(ア) 修景施設に関する要望等の内容

修景施設への要望等については、「樹木剪定等」に関するものが全体の67%と最も多く、「除草、落ち葉等」に関するものの8%と合わせると、75%が植栽管理に関する要望等でした。

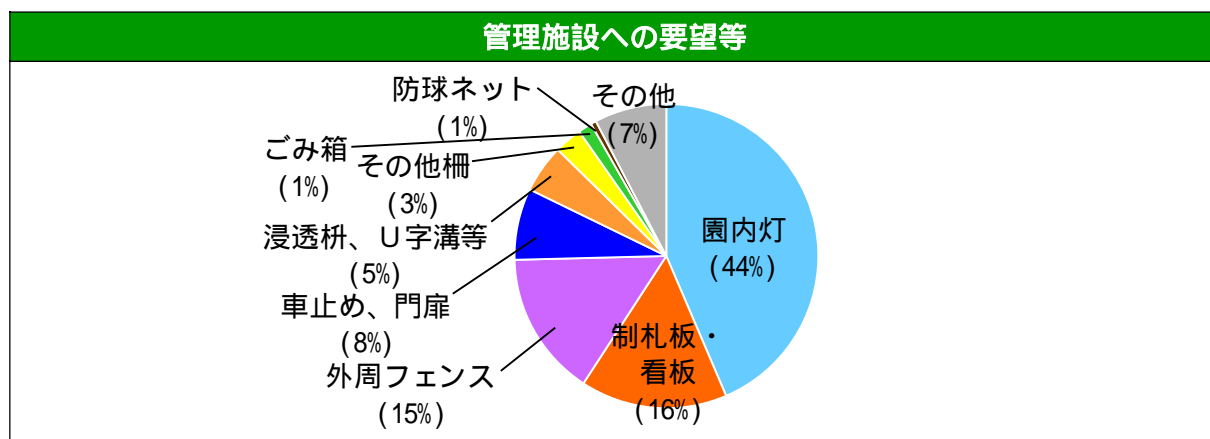
「樹木剪定等」に関する要望等の理由については、「隣地への悪影響」、「交通安全対策」、「利用上の事故防止対策」、「防犯対策」等が多くを占めました。



(イ) 管理施設に関する要望等の内容

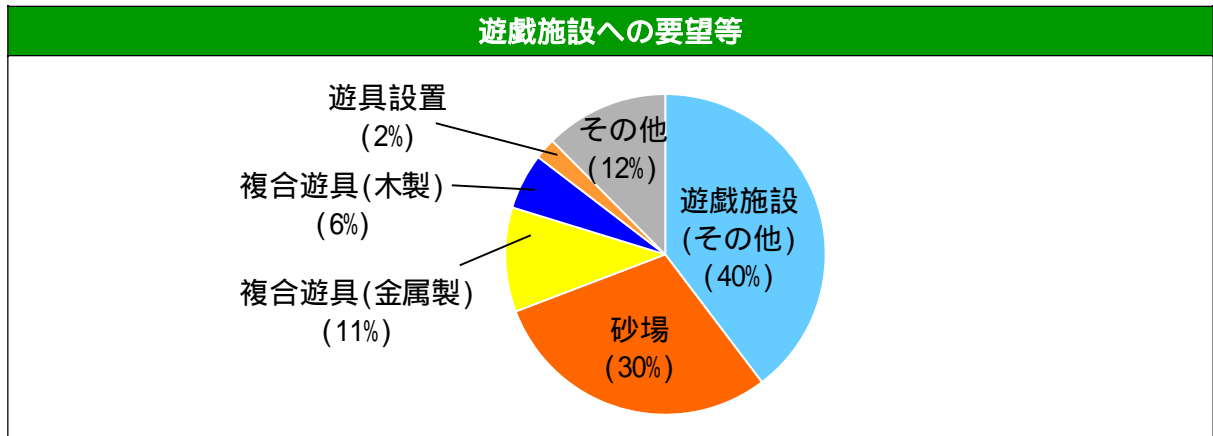
管理施設への要望等については、「園内灯」に関するものが全体の44%と最も多く、「制札板・看板」に関するものが16%、「外周フェンス」に関するものが15%となっていました。

これらの要望等は、大別すると故障等に伴う修繕に関するものと、公園利用者のマナーに関するものがあり、例えば「園内灯」であれば、故障により点灯しないとといった修繕や、夜間に人が騒ぐ原因となっている等の理由による点灯時間の変更の要望等があります。

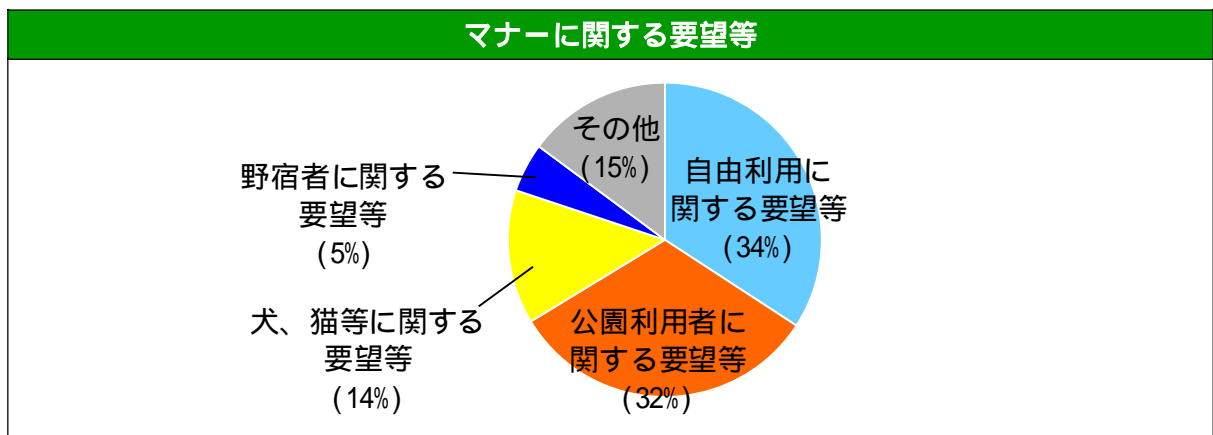


(ウ) 遊戯施設に関する要望等の内容

遊戯施設への要望等については、滑り台やバネ遊具等の修繕に関する「遊戯施設(その他)破損等」が全体の40%と最も多く、「複合遊具(金属製、木製)破損等」の17%(金属製11%、木製6%)と合わせると、57%となっているほか、砂場の砂補充や砂場ネットの設置、修繕等の「砂場」が30%等となっています。

**(エ) マナーに関する要望等の内容**

マナーに関する要望等については、夜間に利用者が騒いだり、隣地にボールが入る遊び方をする等が理由の「公園利用者に関する要望等」や「自由利用に関する要望等」が合わせて全体の66%と最も多くなっており、そのほか、犬に引き綱(リード)を着けずに散歩をしたり、飼い主が分からない猫にえさを与えるといった「犬・猫に関する要望等」が14%となっている等、要望等の内容は、多岐にわたっています。



オ 公園での事故等の発生状況

公園での事故等による消防隊や救急隊、警察等(以下「消防隊等」という。)への出動要請や通報が年間 50 件ほどあります。

消防隊等が出動した事由を整理すると、遊具を適正に使用しないこと等の原因による利用時の不慮の事故に伴う怪我や、故意による施設の破損や火遊び等の不法行為が多くを占めています。

主な事故等	
項目	内容
公園利用時の事故 (不慮の事故を含む。)	<ul style="list-style-type: none">・遊具での怪我、木登りでの怪我・サッカー中の転倒での怪我・自転車の転倒での怪我・車止め、柵、フェンス、看板等での怪我・園路や階段での転倒等での怪我 等
利用者間の事故	<ul style="list-style-type: none">・利用者どうしの衝突・散歩中の犬に噛まれた 等
車の事故	<ul style="list-style-type: none">・公園施設への接触、当て逃げ・駐車場での事故 等
いたずら(不法行為)等	<ul style="list-style-type: none">・スプレーによるトイレ等への落書き・遊具や樹木の放火や焼け跡・遊具やベンチの破壊・ごみの散乱 等

(3) 公園の管理運営に係る課題

都市を取り巻く社会状況や本市の公園を取り巻く環境の変化等を背景に、公園の管理や運営に関する様々な課題が生じています。これらの課題は、施設の老朽化等のハード面に関するものから利活用等のソフト面に関するものまで、幅広いものとなっています。

ア 公園施設の適切な管理

本市が管理する都市公園は、設置から30年以上経過したものが全体の公園の箇所数の37%、面積で見ると23%を占めており、今後も設置後相当年数経過した公園が増加していきます。

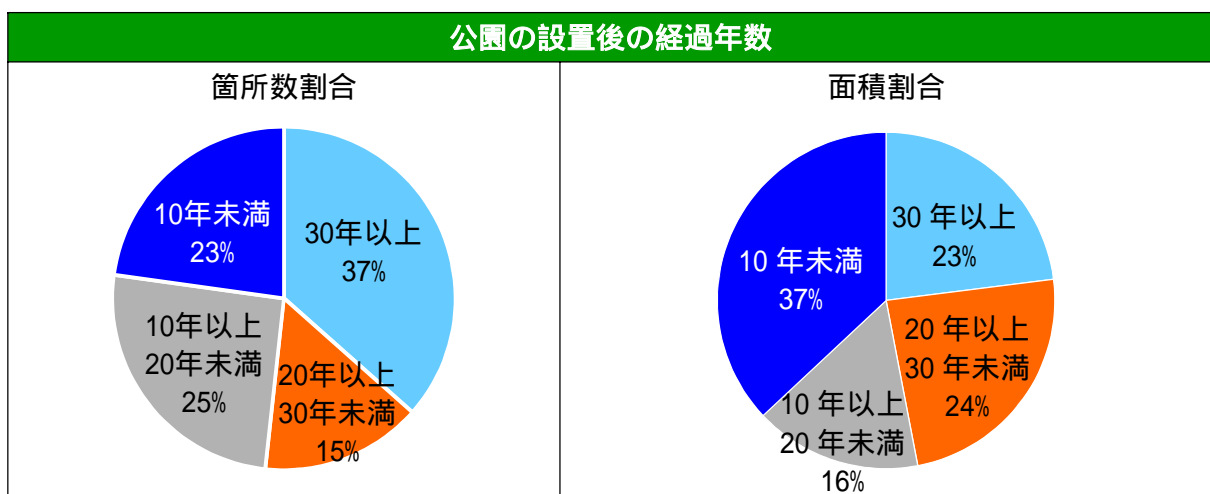
(ア) 施設の老朽化

老朽化した公園施設への対応については、平成27年度に公園施設の安全性の確保等を目的とした相模原市公園施設長寿命化計画(以下「長寿命化計画」という。)を策定し、当該計画に基づき施設の計画的な更新を進めていますが、計画期間の10年間で撤去、更新の対象としている施設は約3,000施設であり、全20,000施設の一部に留まります。今後、施設を適切に管理していくためには、継続的に多額の費用が必要であると見込まれています。

(イ) 樹木等の巨木化や老木化等

植栽されてから相当年数経過した樹木等については、巨木化や老木化等により、隣接地への越境や倒木等のリスクの増加等の課題が生じています。

課題の解決のためには、計画的な管理に取り組むとともに、公園には相当数の樹木等が植えられていることを踏まえ、効果的・効率的な管理が必要となります。



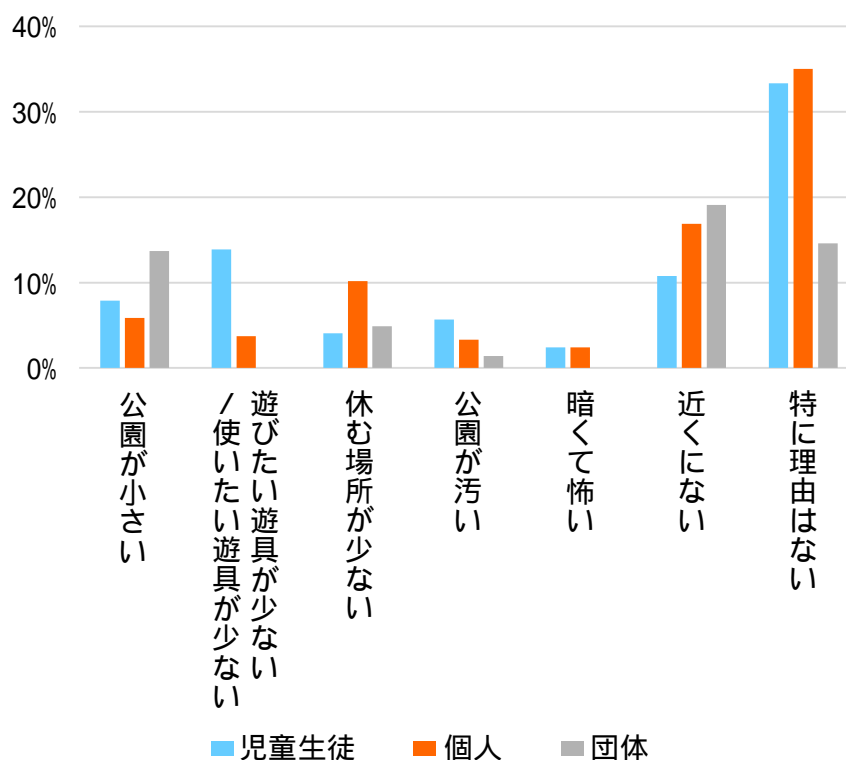
イ 利用者のニーズへの対応

アンケート調査において、公園の利用については、「あまり行かない/あまり利用しない」といった回答が、個人や児童生徒、団体等を問わず多数を占めました。

このように回答した主な理由としては、全体的には「近くにない」、「特に理由はない」といった理由が多く、児童生徒では「遊びたい遊具が少ない」、団体では「公園が小さい」、個人では「休む場所が少ない」となっていました。公園を気軽に利用できるように適正配置に努めるとともに、公園に足りないもの及び欲しいものは、健康器具やベンチ、広場、遊具等多岐にわたっていることから、施設の適正な配置等による公園利用者のニーズへの対応が課題となっています。

アンケート調査結果 6

設問：公園にあまり行かない理由を教えてください。



設問：公園に足りないもの、欲しい施設、遊具等は何ですか。(複数回答)

児童生徒	屋根のある場所 43.3%、遊具(ブランコ) 38.4%、遊具(ジャングルジム) 32.7%
個人	健康遊具 20.6%、ベンチ 33.4%
団体	広場 26.0%、花や樹木 25.0%

回答率の高い施設を抜粋

ウ 多様な主体との連携による公園の管理運営

公園のより効果的・効率的な管理運営、魅力の向上等には、市民や地域団体、学校、民間事業者等の多様な主体と連携した管理運営が不可欠です。

これまでも街美化アダプト制度や指定管理者制度等を活用し、多様な主体との連携を推進してきましたが、より一層の促進を図るための仕組みづくりが重要となります。

エ 公園の適正利用の促進

公園は、誰もが自由に利用できる場所ですが、例えば他の公園利用者等に迷惑を掛けるようなボール遊びや、独占的な利用、公園利用者以外の駐車場の利用等、一部の利用者等が原因となり公園を快適に利用できなくなる等の課題が生じています。

これまでも看板による周知等の対応を行ってきましたが、より一層、公園の適正利用を促進する取組が必要です。

オ 要望等の傾向の把握

年間約 3,300 件の公園に対する要望等が寄せられますが、公園をより快適な空間とするためには、要望等が生じる前に対応することや、迅速かつ的確な対応を行う必要があります。

そのためには、要望等の理由や状況等の傾向を把握した上で、管理運営の方針等に反映させることが重要です。

3 基本理念及び基本目標

(1) 基本理念

みんなで創り育てる さがみはらの公園 ～潤いある暮らしのために～

公園は、市民の貴重な共有財産であり、公園が有する存在効果や利用効果等のストック効果を十分に発揮し、様々な役割を担っていくことで、新・相模原市総合計画に掲げる都市像である「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」の実現につなげていきます。

そのためには、今後の公園の管理運営は、要望等に対する「課題への対応」により公園の快適な利用を促進するだけでなく、公園の価値を高め、公園をより魅力あるものにしていく「プラス方向への展開」に取り組むことが重要です。

しかし、「プラス方向への展開」は、従来のような行政主導ではなく、市民や地域団体、学校、民間事業者等の多様な主体が連携し、「みんな」で取り組む必要があります。

プランは、「みんな」で相模原の公園を創り育て、潤いある暮らしの実現に向けた、魅力ある公園づくりを推進するための計画です。

(2) 基本目標

「みんなで創り育てる さがみはらの公園 ~潤いある暮らしのために~」という基本理念の実現に向け、3つの基本目標を定めます。

基本目標1：安全で安心な暮らしづくりに貢献します

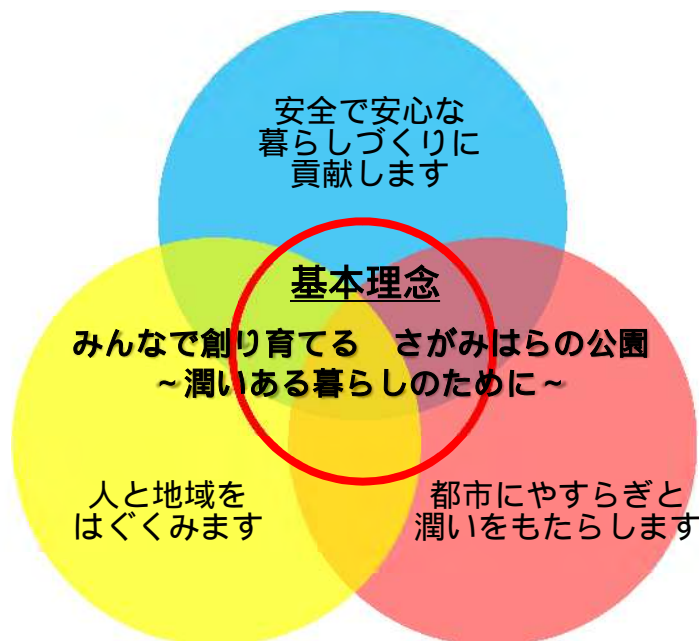
公園は誰もが安全に、安心して使える場所です。公園の遊具や樹木等の施設を適正に管理し、安全に保つことはもちろん、みんながルールを守り、平等に利用できる公園づくりを目指します。また、公園の防災機能を高めることや、公園を活用し防災への意識を高めることで、安全で安心な暮らしづくりに貢献します。

基本目標2：人と地域をはぐくみます

公園は、誰もが自由に様々な利活用ができる場所です。市民や地域団体、学校、民間事業者等の多様な主体が公園を利活用し、環境学習やにぎわいの場の創出等に取り組むとともに、こうした活動を通じて地域コミュニティの醸成を図る等、人と地域をはぐくみます。

基本目標3：都市にやすらぎと潤いをもたらします

公園は、都市に欠かすことができないみどりです。都市のみどりを守り続けるとともに、公園の適正な配置や利用者のニーズに対応した公園づくりを推進することにより、都市にやすらぎと潤いをもたらします。



4 基本方針及び具体的な取組

それぞれの基本目標に基づいた基本方針と、基本方針に基づく具体的な取組として施策を定めます。

施策については、施設の管理(ハード面)と施設の運営(ソフト面)に関する取組を融合し推進することにより、より一層、公園の機能が発揮できるよう取り組みます。

(1) 基本目標1：安全で安心な暮らしづくりに貢献します

・基本方針 公園を適正に管理します

誰もが安全に安心して公園を使うためには、遊具、樹木等公園施設の安全確保が重要です。

公園施設の適正な管理を推進するとともに、施設に異常が見られた場合には速やかな対応ができるよう、対応方法について定めます。

特に老朽化した公園施設については、長寿命化計画に基づいて、安全性の確保や機能の維持を図りつつ、管理に係る予算の縮減や平準化を図ります。

・基本方針 ルールを守り、快適な空間を創出します

公園が誰にとっても快適な空間であるためには、みんなが他の公園利用者や近隣住民に配慮しつつ公園を利用することや、施設等を適正に利用することが重要です。

公園の利用ルールを共有するとともに、適正利用を推進します。

・基本方針 誰もが平等に利用できる公園を目指します

公園はみんなの財産であり、誰もが平等に利用できるものでなければなりません。

誰もが利用できるよう、出入口の段差をなくす等、施設のバリアフリー化等を推進します。

・基本方針 防災・減災に取り組みます

公園は、防災・減災に対する様々な利活用が可能な場所であり、また、様々な機能を有しています。

公園を活用することによる防災機能の向上や、市民の防災・減災への意識の向上により、災害からまちと暮らしを守ります。

基本目標 1 を達成するため、基本方針に基づき、具体的な施策を定めます。

基本方針		施策	
公園を適正に管理します	1-1	公園施設(樹木等を除く。)の安全・安心の確保	
	1-2	樹木等の適正な管理	
ルールを守り、快適な空間を創出します	1-3	利用ルールの周知及びマナーの向上	
	1-4	駐車場の適正利用の推進	
誰もが平等に利用できる公園を目指します	1-5	バリアフリー化等の推進	
防災・減災に取り組みます	1-6	防災・減災対策の推進	

基本方針 施策 1-1 公園施設(樹木等を除く。)の安全・安心の確保

ア 課題や背景

設置から相当年数経過した遊具やベンチ等の施設が多くあり、また、今後もこうした施設が増加することが見込まれています。施設を適切に管理していくためには継続的に多額の費用が必要となる等、施設の老朽化対策は喫緊の課題となっております。

適切な管理を怠ると、利用に伴う事故の発生確率の増加や、施設の利用禁止又は撤去をせざるを得ないといった事態につながりかねない等、利用者の安全・安心の確保や、公園本来の機能の発揮に関わる根幹的な問題となっております。

公園施設の老朽化



老朽化したベンチ



老朽化したバネ遊具

イ 取組の方向

平成 28 年 3 月に、公園施設について、老朽化に対する安全性の確保や機能の維持、管理に係る予算の縮減や平準化を図ることを目的に、長寿命化計画を策定しました。

長寿命化計画に基づき、計画的な施設の点検、補修及び更新を行うことにより、施設を起因とした事故を未然に防ぐことにつながり、利用者の安全確保を図ることができます。また、安全・安心で快適な利用を確保するという都市公園が持つ本来の機能を維持することができます。

長寿命化計画に基づく施設の計画的な点検や管理に取り組むとともに、施設の異常発見時の速やかな対応による利用者の安全・安心の確保を推進します。

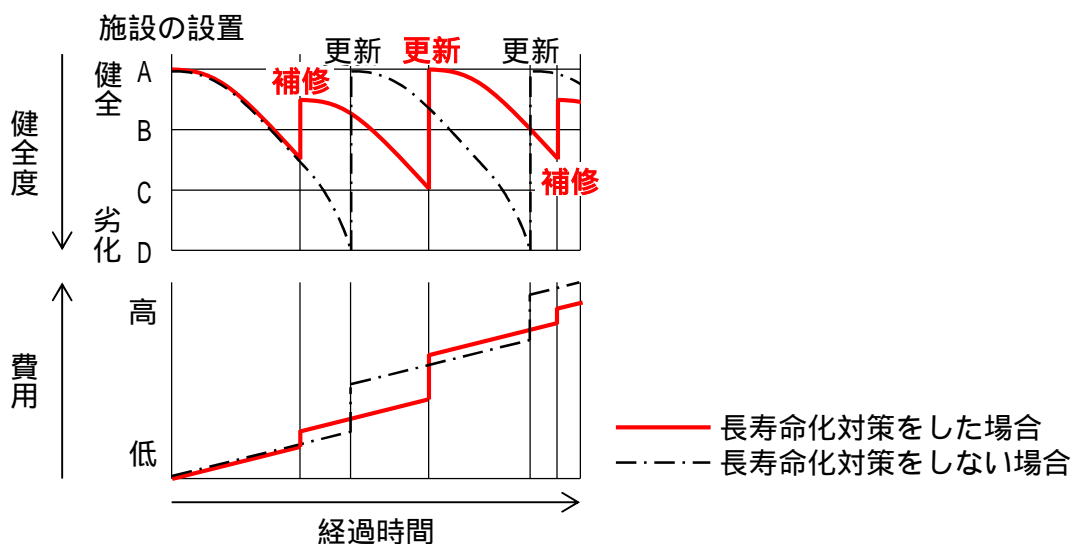
長寿命化計画の考え方

公園施設は、設置後の時間経過とともに健全度が低下して劣化が進行し、機能や美観価値の低下が見られるようになり、やがては利用の禁止、施設の撤去又は更新というプロセスをたどります。

施設の撤去、更新には多額の費用を要しますが、日常的な管理だけでなく、長寿命化対策としての計画的な補修を行って施設の延命化を図り、更新時期を遅らせることにより計画期間における更新すべき施設を減少させ、管理費を低減させることができます。

<長寿命化のための基本方針>

- ・利用者の安全確保を第一に考え、全体的に顕著に劣化が認められる施設や、重大な事故につながるおそれがある施設の優先的な補修や更新を実施する。
- ・より重大な事故が発生する危険性の高い遊具等の施設の優先的な補修や更新を実施する。
- ・計画的な点検調査を行い、施設の劣化状況を把握する。



出典：相模原市公園施設長寿命化計画

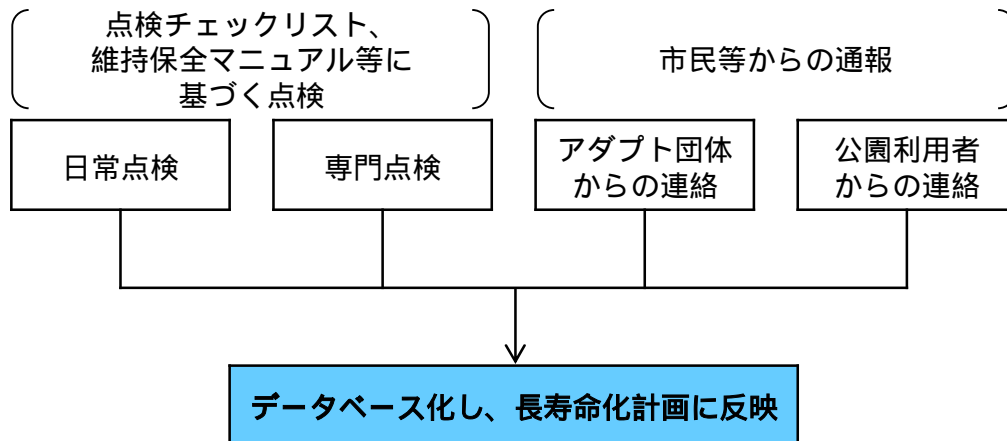
ウ 具体的な取組

(ア) 計画的な点検等の推進

施設の異常を早期に発見するとともに、長寿命化計画の適切な進行管理を行うため、計画的な施設点検を行い、点検結果については情報を整理し、点検チェックリスト及び維持保全マニュアルの整備や充実に取り組みます。

公園施設の点検方法等

- ・職員や指定管理者等による「日常点検」
- ・遊具の点検に係る資格を持つ専門技術者による「専門点検」
- ・街美化アダプト制度の活用による施設の異常報告
- ・公園利用者からの通報



職員による点検



専門技術者による点検

(イ) 点検結果の反映

a 計画的な補修や更新の推進

公園施設は、日常的な管理を行うだけでなく、施設を延命化し更新時期を遅らせるための計画的な補修を行うことで、施設の利用に伴う事故を未然に防ぐとともに、管理費の縮減や平準化を図ることができます。

施設の日常的な管理とともに、計画的な補修や更新を行います。

なお、施設を更新する際は、今後の施設の長寿命化を見据えつつ、環境への配慮を行うこととし、ライフサイクルコストや環境負荷の低減等を考慮した施設への変更を検討します。

(a) 事業費の平準化

長寿命化計画の計画期間(10年)において、計画的な補修や更新等を行う場合の想定事業費は、20億4,300万円と見込まれていますが、単一年度に費用が集中しないよう、施設の劣化度を踏まえ、公園施設の補修又は更新年度の調整を行うことにより、事業費の平準化を図ります。

補修及び撤去更新費の平準化の考え方											
計画対象施設	緊急度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
予防保全型管理施設	高	■									
	中		■								
	低			■							
事後保全型管理施設	高	■									
	中		■								
	低										

出典：相模原市公園施設長寿命化計画

(b) 施設の長寿命化等を見据えた変更

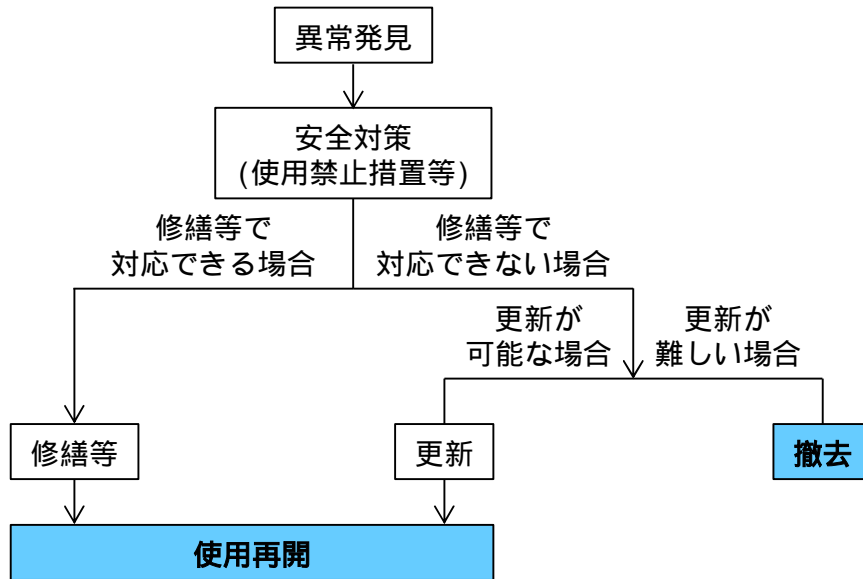
更新する施設については、施設の長寿命化や管理費の縮減のため、ライフサイクルコストを考慮した施設への変更を検討するとともに、環境負荷の低減等に配慮した施設の選定を行います。

また、公園の新規整備時等においても、初期費用だけに着目するのではなく、管理費を含めライフサイクルコスト等を考慮した施設の設置に努めます。

b 異常発見時の速やかな安全対策等の実施

点検の結果、破損や異音等の異常が発見された場合は、速やかに利用を禁止するとともにその旨を周知し、利用者の安全を確保します。利用を禁止した後は、異常が発見された施設の種類、状況、修繕時期の目途等を総合的に判断し、修繕、撤去、更新等の適切な対応を行います。

異常発見時の対策フロー



テープによる安全対策
(複合遊具の滑り台部)



カラーコーンによる安全対策
(バネ遊具)

基本方針 施策 1-2 樹木等の適正な管理

ア 課題や背景

公園の樹木等は、都市の貴重な緑資源として、景観形成や緑陰の提供、大気の浄化等、都市の快適な空間の形成において重要な役割を担っています。

その一方で、樹木等は、市民や公園利用者、近隣住民等から要望等が多く寄せられる公園施設であり、特に公園の出入口付近や隣地境に植えられた樹木等による園内外の見通しの悪化や隣接地への越境等の課題が生じています。

また、植栽してから相当年数経過し巨木化した樹木等については、強めの剪定や老木化の進行等により、腐朽菌等が原因となる衰弱等を引き起こし、倒木や枝折れ等による被害が生じる可能性が生じることから、点検と対策を講じてきました。

今後も樹木等の巨木化や老木化が進む中、管理費を抑えつつ、安全・安心で快適な空間として公園を維持することが重要となります。

樹木等が及ぼす影響



隣接地への越境



隣接地への越境



見通しの悪化



倒木による被害

(ア) 樹木等の持つ機能や役割

樹木等には次のような様々な機能や役割があり、公園に不可欠な施設です。

- a 花や緑が都市のやすらぎと潤いのある空間を創出
- b 延焼防止機能による防災減災効果
- c 二酸化炭素を吸収し固定することによる地球温暖化対策
- d 木陰の形成や蒸散作用、土中水分の気化等によるヒートアイランド現象の緩和
- e 樹木等やその土が生物の生物の生息及び生育場所となることによる、都市の生物多様性の確保

(イ) 公園の樹木等の状況

公園に植栽している樹木等は大きく分けて、ケヤキやサクラ、ヒマラヤスギ等の高木、キンモクセイやツバキ等の中木、ツツジ類等の低木、芝等の地被類があり、緑陰の提供や季節の花が楽しめる等、その種類ごとに特徴を活かした多様な役割を担っています。

こうした樹木等にもそれぞれ寿命があり、植栽されている環境や管理の方法により、本来の機能を十分に発揮できなくなるとともに、衰弱等により寿命を縮めるといった倒木等のリスクが増加します。

イ 取組の方向

安全・安心で快適な利用ができる空間として公園を維持するため、計画的な点検や樹種等に応じた管理、適正配置等を推進し、越境や倒木等の課題への対応を図ります。

また、管理、適正配置等の実施に当たっては、費用の抑制を考慮した管理手法や樹種選定を行います。

ウ 具体的な取組

(ア) 計画的な点検等の推進

樹木等の越境や倒木等を未然に防ぐとともに、課題の早期解決を図るため、計画的な日常点検を推進します。点検により異常が発見された場合は、緊急性を判断し、緊急性が低い場合は、データベース化や必要に応じて樹木医等による診断を行いながら、継続的に点検を行います。緊急性が高い場合は、速やかに異常が生じた部分や樹木等の本体の撤去や伐採を行います。

公園メモ・・・日常点検の主な項目

- ・揺らしたり軽く叩く等による生育状況の確認
- ・枝の葉の付き具合や枯れた枝等の有無等の生育状況の確認
- ・腐朽菌に侵されている兆候である「きのこ」の有無の確認
- ・隣接地への越境の有無や今後の可能性の確認
- ・公園内外からの見通しの確認
- ・根上がりの状況の確認

(イ) 樹種等に応じた適切な管理の推進

樹木等は、剪定や刈込等により育成、維持及び保全を図り、その目的の達成や機能を維持することができます。樹木等による空間形成の目標を定め、健全な育成を図り、適切な管理を行うことが、倒木等のリスクの軽減につながるとともに、見通しの悪化、越境等の課題の解決につながります。

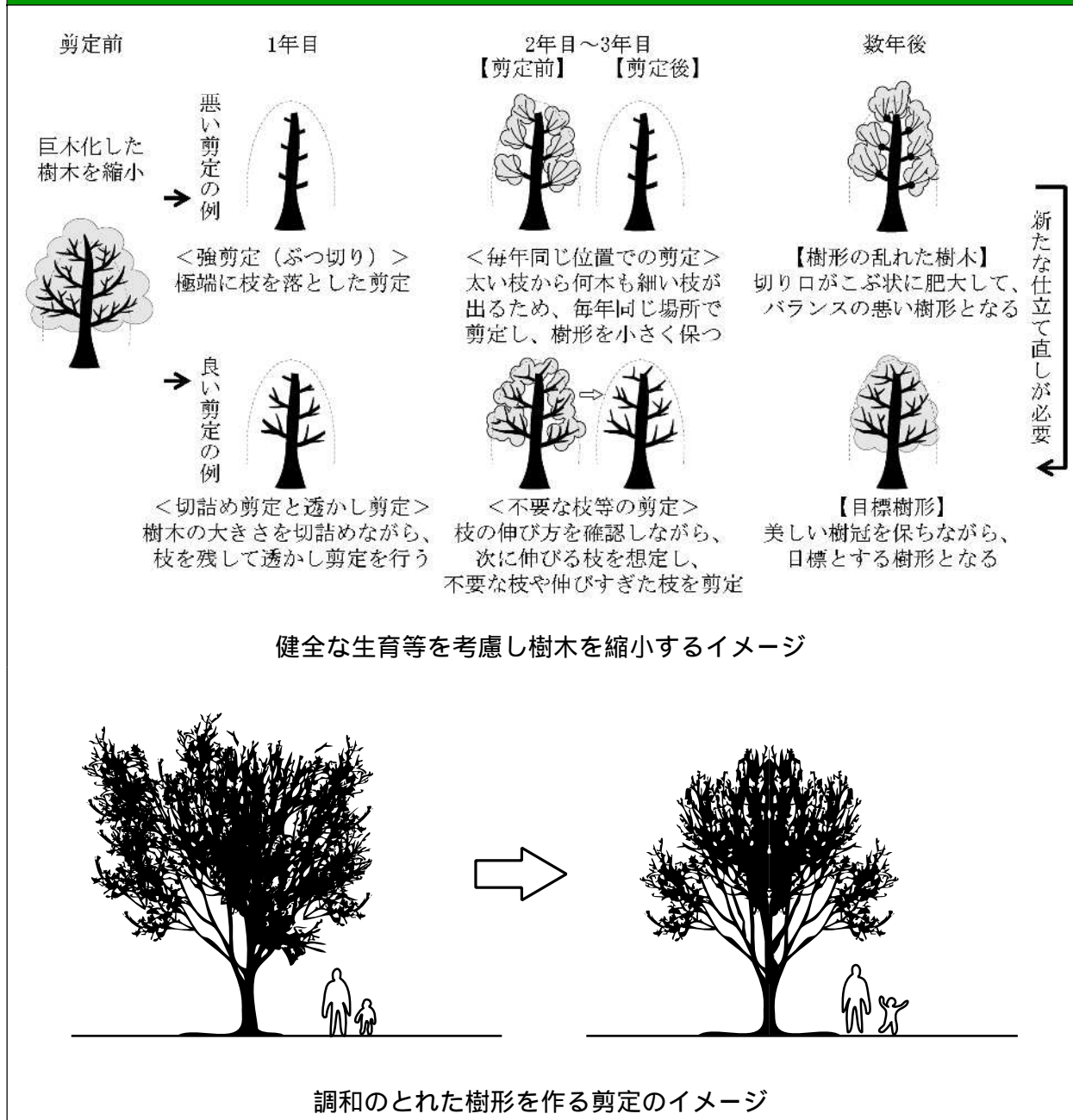
a 高木の管理

高木は、まちの景観の形成等周辺環境との調和による景観面での都市環境の改善に、大きな効果を発揮します。また、緑陰の提供や、公園のシンボルとなる等、様々な役割を担っています。

しかし、巨木化により、隣接地への越境による近隣住宅への影響や、車両の円滑な通行の妨げ、標識等を覆う等の課題が生じているほか、倒木による被害が大きい等の課題もあり、安全・安心の観点から適切な管理を特に必要とします。

課題への対応を行いつつ、樹木本来の自然樹形を保ち、周辺環境と調和のとれた樹形を作るとともに、健全な生育を促す管理を推進します。

高木の管理



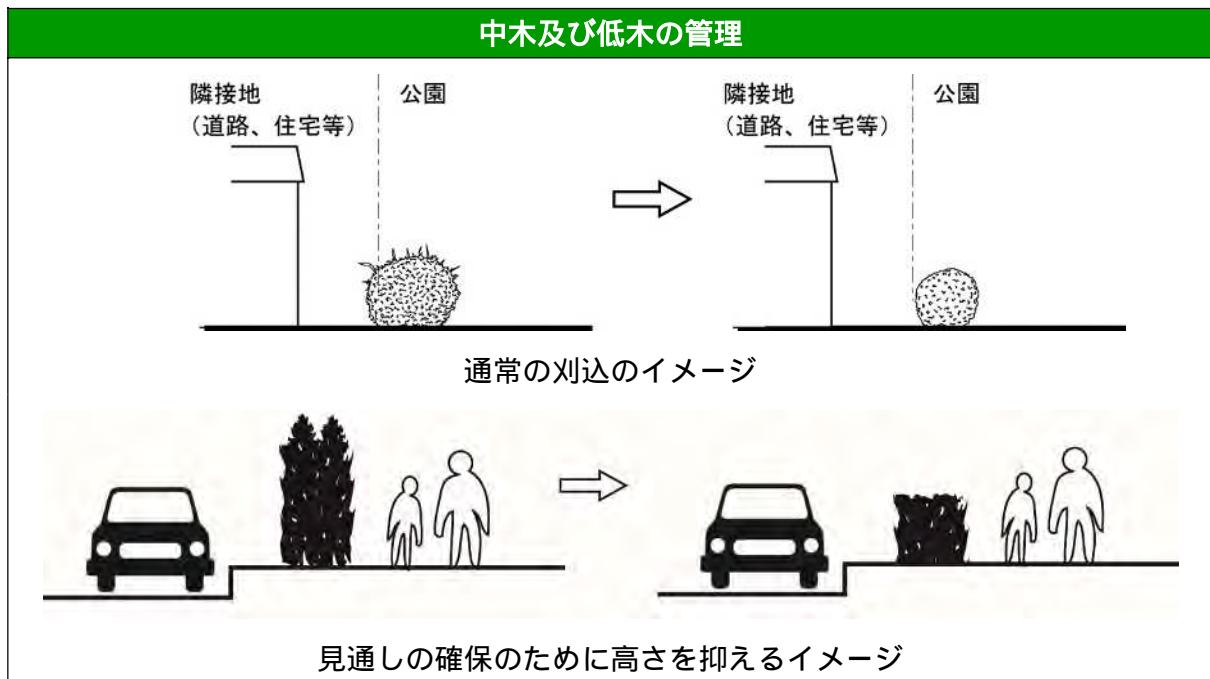
b 中木及び低木の管理

中木は、連続して植栽し生垣にすることで、視線を遮り、隣接住宅のプライバシーを守ったり、高さを活かした明確なゾーニングを行うことができます。また、高木を植栽するスペースの確保が困難な場合が多い比較的小規模な公園においても、植樹が可能な場合が多い樹木です。

低木は、高さが低く、緩やかなゾーニングを行うことができます。また、小スペースで多くの本数と種類を植栽することが可能であるため、季節により様々な花を楽しむことができる空間を創出する等、公園の特色を出しやすい樹木です。

しかし、一般的に植樹されている中木であるツバキやサザンカ、ベニカナメモチ等は病虫害が多く発生したり、低木が密に植えられるためにごみを捨てられやすい等の課題が生じています。また、中木と低木は、出入口付近や隣地境に植栽された場合、見通しの悪化を招きます。

病虫害の発生抑制や見通しの悪化等を防ぐため、定期的な剪定や刈込等、課題を未然に防ぐ適切な管理を推進します。



c 地被類の管理

芝等の地被類は、広場等に植栽することにより、レクリエーションやスポーツの場の提供、美的価値の向上、のり面保護等の機能を発揮します。

しかし、管理を怠ると、雑草の繁茂や広場の利用による衰退等の課題が生じ、また、種別によっては生育が早いものがあるため、広場の利用の阻害や見通しの悪化、枯れ草への着火の危険性がある等の課題が生じやすいと言えます。

公園の利用促進や機能を発揮させるため、種別や利用形態、果たすべき役割を踏まえ、適切な管理を推進します。

d その他

前述する高木、中木、低木及び地被類の管理以外にも、樹木等の健全な育成等のため適切な管理を行います。

(a) 除草

雑草による広場や園路等の機能発揮の阻害や見通しの悪化、越境等を防ぐとともに、土壌中の養分や水分の吸収による樹木等の衰弱を防ぐため、適切な時期と頻度で除草を行います。除草は、人力や機械によるものを基本とします。

(b) 害虫等の駆除

害虫等の駆除については、原因となる害虫等の撤去や、剪定等の枝葉の除去による拡散防止等の駆除を基本としますが、周辺への影響を考慮し、大量発生時等のやむを得ない場合については、薬剤の散布を検討します。薬剤は、周辺への影響や効果を踏まえて選定し、必要最小限の散布とします。

(c) 枯損木等の撤去

老木化や衰弱により枯れた枝や樹木については、利用者等の安全・安心の確保のため、枯れた部分の除去や伐採を行います。枯れた部分の除去により著しく樹形が乱れる場合等は、伐採することとします。

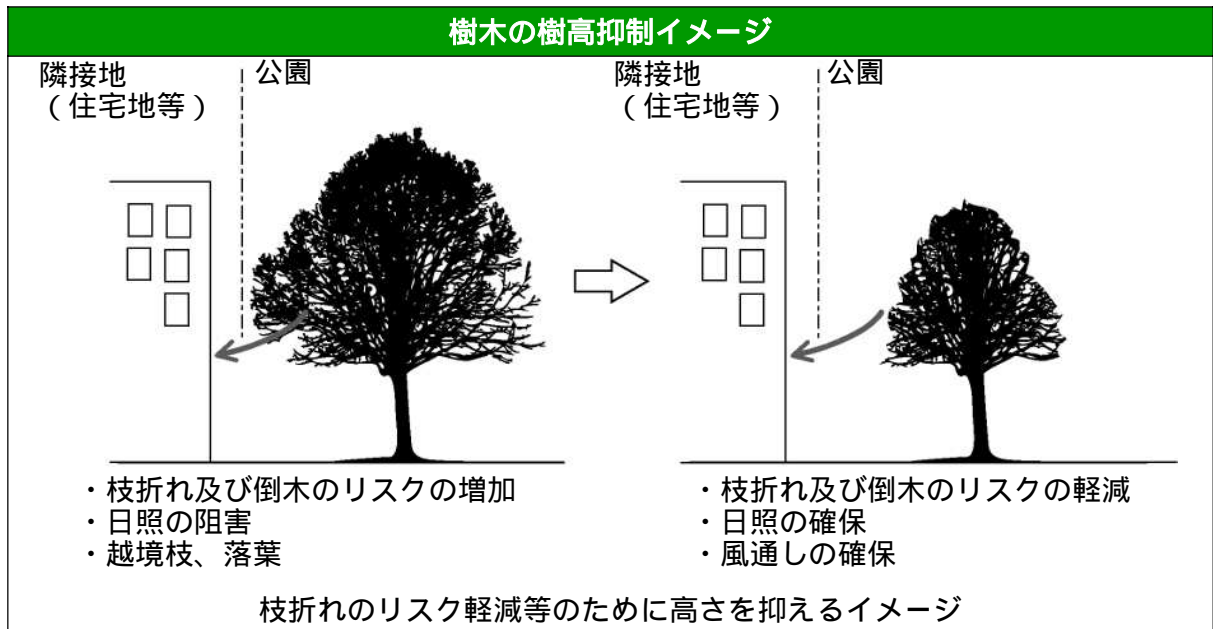
(d) 樹木の保全

風致公園や一部の大規模な公園等については、既存樹木等が残されており、生物多様性の確保やレクリエーションの場等で貢献しています。

公園内の樹木の保全を図るため、その樹林を構成する樹木等を踏まえた樹林管理の検討を行います。

(ウ) 樹高の抑制

巨木化した樹木については、台風や積雪等に伴う倒木や枝折れ等の事故リスクの増加や管理手間の増加等、様々な課題が生じやすくなるため、樹高の抑制に取り組めます。



(エ) 樹木の適正配置等の推進

公園は、周囲を道路や住宅等で囲まれた空間であり、公園の出入口付近や隣地境の樹木等については、生長後の樹形等を見据えて植樹しなければ、見通しの悪化や越境等の原因となります。

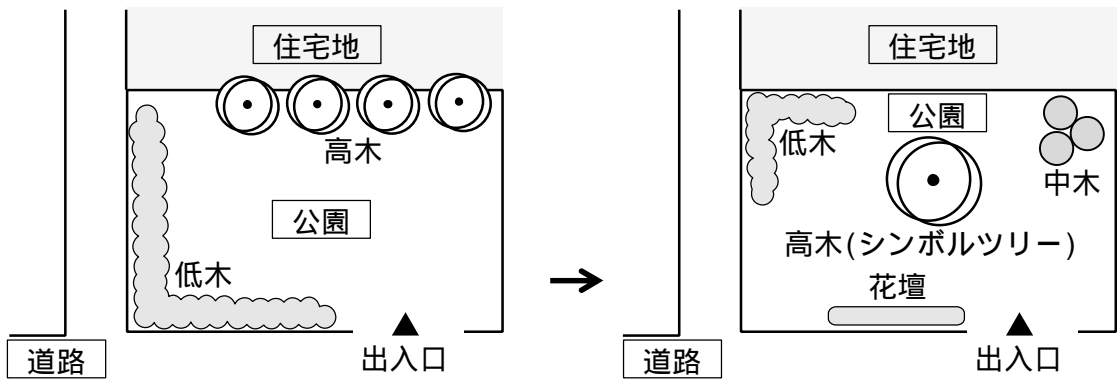
また、見通しの確保等のため、自然樹形を無視した強めの剪定や枝落とし等が必要となる場合は、健全な生育や効率的な管理等の観点で課題となります。

このため、新規に植栽する樹木等については、生長を考慮した配置にするとともに、課題が生じやすい樹木は、伐採や中低木への植え替え等により、適正配置等を推進します。

樹木の適正配置や更新時の主な配慮点

樹木を新規に植栽する場合や、更新する場合には、以下の点に配慮します。

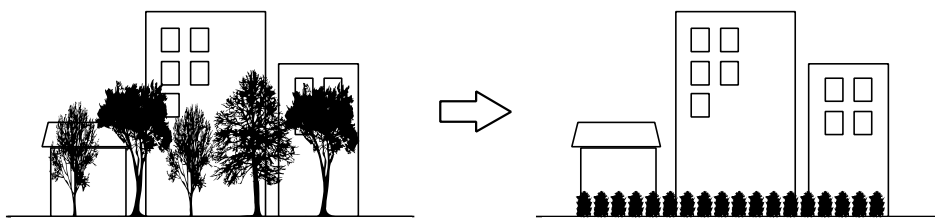
- 1 見通しの悪化や隣接地への越境等を未然に防ぐため、樹木等の生長を踏まえ、余裕のある配置とする。
- 2 樹木同士の過度な重なりを防ぐため、樹木等の生長を踏まえ、余裕のある樹木の間隔を確保する。
- 3 地域の特性や公園の状況を踏まえ、高木を中低木に植え替える等も含めた、適切な樹種の選定を行う。



- ・住宅地側に植えられた高木により越境や落葉による影響
- ・道路沿いに植えられた低木により道路及び出入口部分の見通しの悪化

- ・住宅地側の高木を中木へと植え替え
- ・公園のシンボルとなるシンボルツリーを植樹
- ・道路沿いの低木を移植及び花壇へと変更

樹木の適正配置や更新のイメージ



樹木の適正配置や更新のイメージ

基本方針 施策 1-3 利用ルールの周知及びマナーの向上

ア 課題や背景

公園は、誰もが自由に利活用できる公共のスペースですが、危険な遊び方をしたり、施設を独占して使用したり、夜間に騒いだりする等、公園利用者が自由に利用することにより、他の公園利用者や近隣住民に迷惑を掛けてしまう場合があります。

例えば、ボール遊びについては、ボール遊びそのものは禁止されているものではありませんが、ボールが隣地に入ってしまうような遊び方等他人に迷惑となる行為は禁止しています。しかし、一部の利用者がこのような遊び方をしてしまうために、公園でのボール遊びそのものが禁止される等、公園ではいけないことが増えていき、本来自由に使える公園が規制だらけになってしまいます。

また、不法投棄や私的利用等公園の不適正な利用への対応や、利用者等の安全・安心の確保等の観点において、解決すべき課題があります。

公園の本来の姿である誰もが自由に利活用できる空間としての維持や安全・安心の確保のためには、公園利用者や近隣住民への配慮や、理解と協力が不可欠です。公園利用者として、感謝の気持ちを持ってマナーを守ることが、より使いやすい公園づくりにつながります。

主な公園の利用ルール

公園利用者や近隣住民等にとって安全・安心で快適な利用ができる空間であるために、公園の利用ルールを定めています。

- 1 公園内の施設は、故意に傷つけたり汚したりせず、大切に使用しましょう。
- 2 遊具は正しく使いましょう。
- 3 公園内の花や果実を採ったり、植物や樹木を折ったりせず、また持ち帰らないようにしましょう。
- 4 公園に無断に植栽するのはやめましょう。
- 5 ごみは各自で持ち帰るようにしましょう。
- 6 張り紙、その他広告物等は、勝手に掲示しないようにしましょう。
- 7 犬を散歩させる時は、リード(引き綱)につなぎ、フンは持ち帰りましょう。
- 8 自転車やバイクは駐輪場以外へは乗り入れないようにしましょう。
- 9 火遊び(たき火)はやめましょう。
- 10 ハトや猫等への餌やりはやめましょう。
- 11 他の公園利用者や近隣住民の危険や迷惑となる行為はやめましょう。

許可が必要となる行為

市に許可を得ることで、公園で行うことができることもあります。許可は、行為の目的や公園の使い方等により、利用許可、占用許可、設置許可及び管理許可の4種類に分けられます。

許可に当たっては、目的や期間、場所等を記載した所定の申請書を提出し、行為の種類や期間に応じた料金を市に納付する必要があります(減免規定もあります)。

1 利用許可

公園で展示会やスポーツ大会等のイベントの実施のため公園の全部又は一部を独占する場合、興行をする場合、雑誌等に掲載する等の業として撮影を行う場合等は、利用許可を得る必要があります。

2 占用許可

自治会の掲示板や電力会社の電柱等、公園施設以外の工作物や施設等を設けて公園を占用しようとするときは、占用許可を得る必要があります。

3 設置許可

自治会の防災倉庫や防犯カメラ、指定管理者が設置する自動販売機、民間事業者が設置するカフェ等、公園管理者以外が公園施設を設置する場合には、設置許可を得る必要があります。

4 管理許可

公園施設を公園管理者(市)に代わり管理する場合には、管理許可を得る必要があります。例えば、民間事業者が設置許可にてカフェを設置した後に、管理運営を行う場合は、別途管理許可が必要となります。

イ 取組の方向

公園が利用者にとって安全・安心で快適な利用ができる空間であるためには、それぞれが主な公園の利用ルールを知り、他の利用者等に配慮した利用をすることが大切です。

公園の利用ルールの共有を推進するとともに、不法投棄や私的利用等の不適正な利用への対策に取り組みます。

ウ 具体的な取組

(ア) 利用ルールの周知と見直し

公園の利用ルールを多くの方に知っていただくため、ホームページへの掲載や出前講座等の実施により、幅広く周知します。

また、時代の変化等により公園の利用方法が変わると、新たなルールが必要となることがあるため、状況に応じて利用ルールの見直しを行います。

(イ) 不適正な利用への対応

警察や学校等の様々な機関、地域団体等と連携したパトロールの実施や看板の設置、地域による防犯カメラの設置等により、不適正な利用への対応や防犯意識の向上を図ります。

(ウ) 緑道の適正利用の推進

本市の緑道には、県から移譲されたものや用地を他市が持っているもの、過去に用地取得に際して利用に係る条件があったもの等、様々な事情や経過があります。

また、緑道は、その他の公園とは違い、道としての機能を持ち、多くの民家と接していることから、市民の日常生活に特に密着している公園です。

そのため、原則として街区公園等では認めていない出入口が緑道側に設置されていたり、車両の乗り入れや駐車をしたり、庭代わりに占拠されている等の課題があります。

緑道それぞれの事情等を勘案し、緑道の活用や私的利用の是正のための方針を定め、適正に利用をしていただけるように指導等を行います。

緑道の不適正な利用の例



不適切な利用の例 (住宅の出入口)



不適切な利用の例 (駐車)

基本方針 施策 1-4 駐車場の適正利用の推進

ア 課題や背景

本市では、相模原麻溝公園や横山公園、相模原北公園等の大きな公園については、公園利用者のため駐車場を設けています。現在、公園の駐車場は無料ですが、鉄道の駅に近い公園や、近隣に有料駐車場がある公園等では、公園利用者以外が多く駐車し、公園利用者が駐車できないだけでなく、入庫待ちで渋滞を引き起こす等、適正利用の観点において課題が生じています。



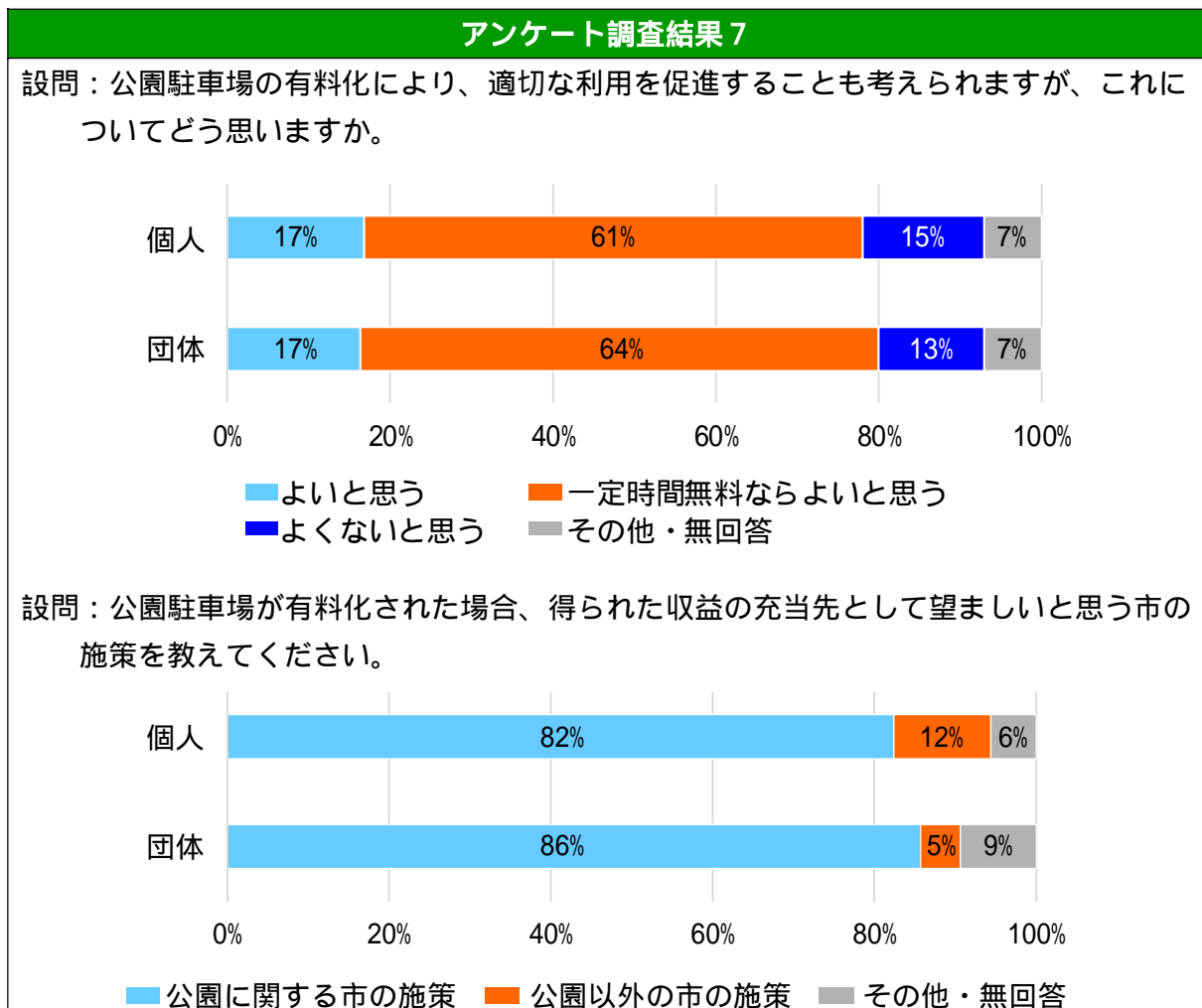
駐車場の適正利用を促す看板



入庫待ちを禁止する看板

イ 取組の方向

公園の駐車場の適正利用の更なる推進のため、利用方法の周知や見回りの強化に引き続き取り組むとともに、有料化による適正利用を推進します。



ウ 具体的な取組

(ア) 利用方法の周知及び見回り等の強化

ホームページや看板等により、駐車場の利用方法について周知を徹底します。また、指定管理者や職員による見回り等により公園利用者以外の駐車や長時間の駐車については、注意喚起を行います。

(イ) 駐車場の有料化による適正利用の推進

公園駐車場の適正利用の推進策として、駐車場の有料化に向けた検討を進めます。有料化の導入に当たっては、公園利用者のニーズや周辺状況、近隣の公共施設の駐車場や民営の有料駐車場の状況等を考慮し、導入する公園の優先度を検討します。また、駐車場の管理運営主体については、民間のノウハウ等を導入し、効果的で効率的な運用を行うこととします。なお、有料化による収入は、公園の魅力向上のために活用するよう努めます。

有料化の優先度の高い公園の駐車場

駅等に近く公共交通機関へのアクセスが良い公園(鹿沼公園、横山公園等)
周辺に有料駐車場又は有料駐車場を有する施設がある公園(鹿沼公園、相模原麻溝公園等)
その他有料化による適正利用の推進の効果が高い公園



鹿沼公園
(駅に近い。)



相模原麻溝公園
(周辺に有料駐車場を有する施設がある。)

公園メモ・・・他市等の駐車場の運営状況

公園の駐車場については、多くの政令指定都市や、近隣の地方自治体において、適正利用の推進等の理由で、有料化が実施されています。

他市等の有料化の理由(一例)

- ・ 近隣住民による長時間の駐車防止
- ・ 公園利用者以外の長時間駐車防止
- ・ 満車状態の解消、公園利用者以外の駐車排除
- ・ 通勤による駐車場利用の排除
- ・ 受益者負担の考え方による有料化
- ・ 駐車場の収益により効率的な公園管理を実施

基本方針 施策 1-5 バリアフリー化等の推進

ア 課題や背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。)の施行や、バリアフリー化推進要綱(平成 16 年度策定。平成 19 年度に改定され、現在はバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に変更。)の策定等、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する考えや、その取組が広がり、誰もが障壁なく暮らすことができる社会づくりが進められています。

公園においても、障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが利用できるような取組を進めていますが、バリアフリー法等の施行以前に造られた公園については、バリアフリー化されていない施設が多くあります。

バリアフリー化されていない施設例



ベビーカー等が進入できない出入口



手すりのない階段



車いすの方が利用しづらい水飲み



利用者を限定するトイレ

イ 取組の方向

公園の新規整備、公園施設の新規設置や改修等に当たっては、バリアフリー法等の趣旨に基づき、誰もが公園を利用できるように、施設のバリアフリー化を推進してきました。

今後も引き続き、施設のバリアフリー化の推進等、誰もが平等に利用できる公園づくりに、より一層取り組んでいきます。

ウ 具体的な取組

(ア) 公園種別等を考慮した施設のバリアフリー化

全ての公園や公園施設について、障害の有無や年齢などの個人の置かれた状況にかかわらず、多様な利用者を想定し、公園種別や規模等を総合的に判断した上で、改修の必要な施設、効果の見込める施設等から順次、バリアフリー化を推進します。

(イ) 新規公園のバリアフリー化

新たに設置する公園については、相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)に規定された都市公園移動等円滑化基準等に基づき、園路や広場、休憩施設、管理事務所、駐車場及び便所等について、公園種別等を考慮しながら、バリアフリーに配慮した施設の整備を推進します。

(ウ) バリアフリーからユニバーサルデザインへ

公園施設のバリアフリー化等のハード整備を行うことで、誰もが公園を利用できることも非常に重要ですが、ソフト面も含めた充実を図る等、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れ、誰もが楽しく快適に利用できる公園を造ることも重要です。今後は、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた公園づくりに努めます。

公園メモ・・・バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害のある人や高齢者等「特定の人」の社会参加を進めるために、障壁(バリア)を取り除く(フリー)という考え方ですが、「障害者用」「高齢者用」と表示され、バリアフリー化された施設や商品を使用することに抵抗を感じる人がいることも事実です。

反面、ユニバーサルデザインは、障害の有無や年齢等にかかわらず、はじめから「誰もが」普通に使えるものやサービスを提供する考え方です。なお、ユニバーサルデザインを導入した後も、継続してバリアフリーに取り組むことは必要です。

例えば、新たに何かを作る場合には、構想の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れて進めることが重要ですが、対象が既存のものの場合、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた上で、既に存在する障壁を取り除くためのバリアフリー化が必要です。

そういった意味では、バリアフリーもユニバーサルデザインの一部です。

出典：相模原市ユニバーサルデザイン基本指針

基本方針 施策 1 - 6 防災・減災対策の推進

ア 課題や背景

市民の安全、安心な暮らしを守るためには、今後起こりうる首都直下地震等の地震や、それに伴う大火、近年の異常気象に伴う風水害等、様々な災害に対する防災・減災への取組が必須となります。

公園は、防災・減災に対し、災害発生時の避難場所等の多様な活用がされているだけでなく、園内の空地による火災の延焼防止等、様々な機能を有しています。

また、防災・減災のためには、災害への備えや地域、特に近隣世帯が相互に協力し、防災対策を円滑に行うことが非常に重要であり、地域コミュニティの形成も有効な対策となります。

都市公園の防災機能	
災害時の避難の場	<ul style="list-style-type: none">・一時避難地 (緊急避難の場、大火時の一時集合場所、避難中継地)・最終避難地・一時的避難生活の場
災害対策拠点	<ul style="list-style-type: none">・救援活動の場・復旧・復興活動の拠点・防災に関する知識を学ぶ場
災害の緩和又は防止	<ul style="list-style-type: none">・火災の延焼を遅延し、又は防止する・爆発による被害を軽減し、又は防止する・崖崩れ等の災害を緩和し、又は防止する

出典：防災公園計画・設計ガイドライン(建設省都市局公園緑地課・土木研究所環境部監修)

被災時の公園の利活用例



避難場所としての活用



炊き出しの場としての活用



消防隊の活動拠点としての活用

出典：<左上>「一般社団法人日本公園緑地協会提供」、<右上>熊本市、<下>「公園緑地(2005、Vol.66.4号)」
(一般社団法人日本公園緑地協会)

公園メモ・・・本市における災害発生時の公園の利活用方法

相模原市地域防災計画では、公園は、災害時には避難場所、避難路、火災の延焼防止等の機能を発揮する等、防災上重要な役割を持っていることから、公園・緑地等のオープンスペースの計画的な整備を図るとともに、防災機能を高めるための施設整備を行うことが位置付けられています。

その中で避難場所としては、多くの公園が広域避難場所や一時避難場所に指定されており、市民等の安全や安心に寄与しています。

【参考】

広域避難場所

地震発生時において、同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱に冒されることなく生命、身体の安全を確保できる場所をいう。

一時避難場所

地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空地、小公園、学校等の場所をいう。

イ 取組の方向

防災・減災に資する公園の設置や、公園の利活用の促進、公園が持つ機能のより一層の発揮及び市民の防災・減災に対する意識の向上や取組への支援により、防災・減災対策を推進します。

ウ 具体的な取組

(ア) 防災・減災に資する公園の適正配置の推進

避難場所の確保や延焼防止等、災害に対し公園が有する機能の効果的な発揮のため、防災・減災に資する位置への公園の設置を推進します。

(イ) 公園の防災・減災機能を高める体制の構築

公園の防災・減災機能を高めるため、防火水槽や防災倉庫、避難場所を示す看板の設置等、様々な分野の事業主体や地域団体等と連携した取組を推進します。

また、民間事業者等との災害時の協定や、応急仮設住宅の建設等への協力、帰宅困難者の一時滞在、降雪時の雪置き場としての利用等、防災・減災に役立つ公園の利活用を推進します。

(ウ) 防災・減災に対する意識の向上や取組への支援

救護方法の確認や炊き出しの実施等の防災訓練等は、災害時の行動の確認や、地域コミュニティの形成等に資する非常に有効な取組です。

市民や地域団体等の防災・減災に対する意識の向上や、災害時の公園の有効活用が促進されるよう、平常時から公園の防災機能等について理解を深め、防災意識の向上を図ることができる取組を支援します。

(2) 基本目標2：人と地域をはぐくみます

・基本方針 環境を学ぶ場として活用します

公園は、都市の貴重なみどりであり、街中で自然と触れ合うことのできる重要な場所であるとともに、地球温暖化等の地球環境問題に対し、重要な役割を担っています。公園を活用し、みどりに親しみながら自然の大切さについて理解し、地球環境問題等について学ぶ環境教育を推進します。

・基本方針 公園から地域を元気にします

公園は、みんなの共有の財産です。アダプト活動や地域のイベントの開催等、公園を活用した様々な活動を通じて、地域の活性化や、コミュニティの形成を目指します。

また、公園は、公園ごとに特徴を持たせる利用ルールを定めることで、更なる地域の活性化や魅力の向上につながります。最も身近で地域に密着した街区公園について、地域が主体的に自由に公園を活用できるように、公園の利用ルールづくりを推進します。

・基本方針 民間事業者等の積極的な利活用を推進します

民間事業者等のノウハウや経営力を活かした取組は、公園の魅力向上やにぎわいの創出、サービスの向上につながります。例えば、カフェや売店の出店、企業の社会的責任(CSR)に基づく活動、公園施設の寄付や寄贈等による公園の魅力向上のための民間事業者の参画が全国的に展開されており、今後の事業拡大が期待されています。公園の更なる魅力向上等のため、民間事業者等の積極的な公園の活用を推進します。

・基本方針 様々な分野の事業主体との連携による公園の活用を推進します

公園は教育の場、健康増進の場、子育て支援の場、文化振興の場、防災・減災の拠点等、様々な機能を有しています。公園の持つ多様な機能の増進のため、様々な分野の事業主体との連携による公園の活用を推進します。

基本目標2を達成するため、基本方針に基づき、具体的な施策を定めます。

基本方針		施策	
環境を学ぶ場として活用 します	2-1	環境教育及び環境学習の推進	
公園から地域を元気に します	2-2	地域による公園の利活用の推進	
	2-3	地域による公園の利活用ルールづくり	
民間事業者等の積極的な 利活用を推進します	2-4	民間事業者等による公園の利活用の促進	
様々な分野の事業主体との 連携による公園の活用を 推進します	2-5	様々な分野の事業主体との連携の強化	

基本方針 施策 2-1 環境教育及び環境学習の推進

ア 課題や背景

昨今、地球温暖化やヒートアイランド現象、生物多様性の損失等、様々な地球環境問題が生じており、その対応が喫緊の課題となっています。

これらの地球環境問題への対応には、公園の設置等みどりの確保はもちろんのこと、地球環境問題への理解を得ることや、人々の意識の向上等が重要となります。

しかし、平成 27 年度に行った総合計画アンケートによると、市民が環境のためにしていることとして、「環境をテーマにした講座やイベントに参加している」と回答した方は全体の 1.4%となっており、参加したいと思える魅力的な環境教育や、積極的な環境学習の実施を推進する必要があります。

イ 取組の方向

公園は、地球環境問題に対し様々な効果を発揮するとともに、都市部では貴重なみどりに直接触れることができる場所です。実際にみどりに触れ合うことで、地球環境問題について学ぶとともに、みどりの大切さや公園の持つ様々な効果を学び実感できる機会を作ることにより、地球環境問題への理解の促進や、意識の向上に取り組みます。

ウ 具体的な取組

(ア) 水と緑の空間の保全及び創出

特に大規模な公園について、生物の生息及び生育場所の保全再生、環境負荷の低減への貢献はもちろん、環境教育や環境学習の場としてふさわしい環境の創造のため、水と緑の空間の保全及び創出に取り組みます。

(イ) 環境保全等に関する活動等の支援

森づくりや生き物調査、自然観察会、野鳥観察等の環境保全等に取り組む団体活動の場の提供や、学校の校外学習等の受入れ等、環境学習の場としての活用を促進するため、その活動を支援します。

(ウ) 環境教育や環境学習に資するプログラムの実施

これまでも様々な分野の事業主体や指定管理者、環境保全等に取り組む団体等の多様な主体との連携により、公園の特性を活かした様々な環境教育や環境学習のプログラムを実施してきました。

今後も引き続き、子どもから大人まで誰もが環境について学ぶことができる身近な機会として、環境教育や環境学習に資するプログラムの実施に努めるとともに、参加したいと思える魅力的な環境教育や積極的な環境学習の実施を推進します。

環境教育及び環境学習の例



ホタルの観察



カブトムシの成育場

基本方針 施策 2-2 地域による公園の利活用の推進

ア 課題や背景

公園は、都市の貴重なオープンスペースであり、多様な行催事の実施等により、高齢世代と子育て世代、古くからの住民と新たに転入してきた住民等、多様な交流や連携の機会を提供し、コミュニティの活性化に寄与してきました。

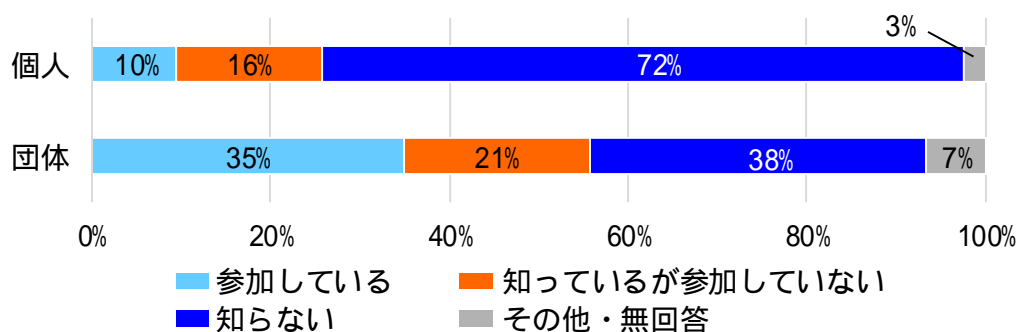
国の「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」においては、都市公園の多様なストック効果をより高め発揮するためには、地域の実情に応じて取組を推進する必要があるとされており、地域の活性化等のためには、地域団体等の主体的な公園の利活用を促進することが重要です。

しかし、多くの公園で地域のお祭りが開催されているところですが、展覧会や写真撮影会、子育て教室の開催等、多様な活動をすることができることについてはあまり知られていないためか、ほとんど実施されていません。

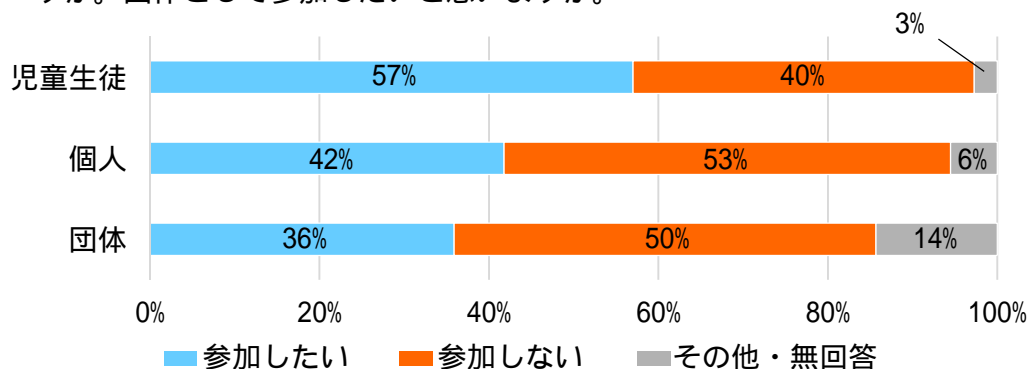
また、街美化アダプト制度による活動については、制度の認知度の低さや参加意欲の低さ、団体員の高齢化等による活動の辞退等の課題が生じています。

アンケート調査結果 8

設問：街美化アダプト制度を知っていますか。また、参加したことはありますか。



設問：みんなで公園のお花を育てることや、公園の掃除をする活動に参加したいと思いますか。団体として参加したいと思いますか。



イ 取組の方向

公園で、他の利用者や近隣住民に配慮した上で、地域団体等による多様な行催事の実施や街美化アダプト制度の活用による主体的な管理運営、地元企業等と連携した取組等を行うことにより、地域コミュニティの創出や醸成が促進され、子どもたちがのびのびと遊べる場、健康づくりの場、高齢者の生きがいづくりの場等の多様な機能を発揮するために、既存の制度の周知や新たな制度づくりに取り組めます。

ウ 具体的な取組

(ア) 既存制度の周知等

街美化アダプト制度の認知度の向上や多様な利活用の促進を図るため、既存制度の周知や活用の支援を推進します。

公園で実施可能な多様な行催事例

- ・ 展覧会、展示会、バザー、フリーマーケット
- ・ 写真撮影会、写真教室、写生大会
- ・ 演劇や音楽会、コンサート
- ・ スポーツ大会、運動会、マラソン大会
- ・ お祭り、盆踊り
- ・ 子育て教室、自然観察会
- ・ 防災訓練、防災イベント、炊き出し
- ・ その他の地域活動

既存制度活用の支援

- ・ 活動支援費(活動に伴う清掃用具、消耗品の購入等活動に係る経費)等の支給
- ・ 活動表示看板の支給(希望団体)
- ・ 市民活動サポート補償の運用
- ・ その他活動に必要な支援

(イ) 新たな制度の検討

公園への愛着心の高揚や、公園での地域活動への参加意欲の向上等により、地域による公園の利活用を促進するため、様々な主体との連携による利活用や新たな制度の仕組みづくりに取り組めます。

また、優良活動団体の表彰制度等、アダプト制度をはじめとする公園づくり活動の参加意欲を高める取組を推進します。

基本方針 施策 2-3 地域による公園の利活用ルールづくり

ア 課題や背景

公園は、誰もが自由に利活用できる場所であり、様々な利活用により、一層の機能の向上が期待されています。

しかし、ライフスタイルの変化や少子高齢化等による公園に対するニーズの多様化、子どもたちの遊び場の減少、利用者のマナー意識の低下等、様々な要因により様々な行為の制限を行ったことで、本来は誰でも自由に使える公園を使いにくくしていると思われる。

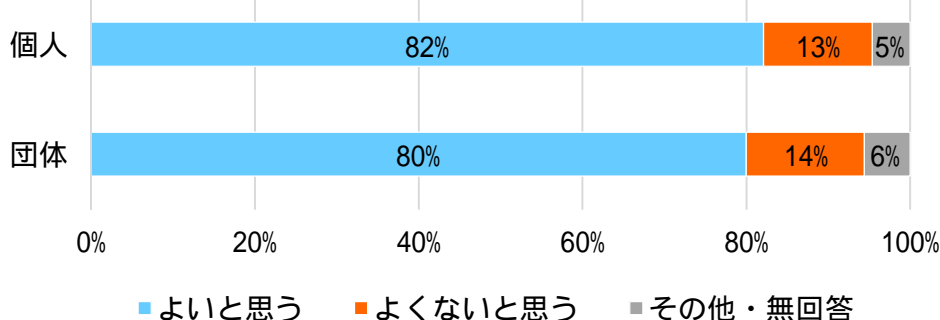
特に、最も身近な公園である街区公園については、住宅地の中に設置されている場合が多い等、立地等に起因し、その傾向が顕著となっています。

イ 取組の方向

街区公園について、公園の魅力向上や利活用の促進のため、地域が主体的に公園の管理運営に携わることが可能となるよう、市の公園の一般的な利用ルールを基本としながら、それぞれの公園の状況に見合った利活用が可能となるよう地域による公園の利用ルールづくりを促進します。

アンケート調査結果 9

設問：地域自治会や近隣住民の意見を聴取した上で、地域主体による公園管理を行うことを条件にボール遊びやスポーツ団体等の占用利用を承認する等、公園の利用ルールを緩和した公園を設けることについてどう思いますか。



ウ 具体的な取組

地域の各団体により構成される組織が、公園の立地等の特徴や利活用の状況等を踏まえ、より地域の特性や利用者ニーズに合った公園の利用ルール等を設定できるよう、地域による公園の利用ルールづくりの制度について検討を進めます。

公園の利用ルールづくりの制度案

- 1 内容
地域のニーズに応じた公園の利活用としてふさわしい内容とします。(ボール遊び、キャッチボール、ラジオ体操、ゲートボール等での利用について等)
- 2 場所
利用方法を踏まえ、広場等のルールを適用する場所を検討します。場所の検討に際しては、周辺環境に配慮することとします。
- 3 時間
利用できる曜日や時間を検討します。

利用ルールの例

日程	曜日	早朝	午前	午後	夜間
1月～6月 及び 9月～12月	平日	ラジオ体操	ゲートボール クラブ	ボール 遊び可	
	土		サッカー教室	ボール 遊び可	
	日		野球教室	キャッチ ボール可	
7月～8月		1月～6月及び9月～12月と同ルール			花火可
8月 日	日	夏祭り準備	夏祭り		夏祭り 片付け

基本方針 施策 2-4 民間事業者等による公園の利活用の促進

ア 課題や背景

公園を活用していくためには、多様な主体との連携による公園の利活用が重要です。それぞれの主体の特性を活かし、相互にメリットのある公園の利活用を図ることで、公園のストック効果をより高めることができると考えられます。

特に民間事業者等の持つ様々なノウハウや企画力、運営力、経営力等の民間活力や民間資金(以下「民間活力等」という。)を活用することで、公園の魅力向上や地域の活性化につながることを期待されており、例えば、企業のCSR活動やイベントの開催、公園内への売店や飲食店等の便益施設の設置から、公園そのものの整備や管理まで幅広い展開が全国的に広がりを見せています。

民間活力等の導入メリット

- ・ 民間のノウハウにより、効果的・効率的な運営を期待することができる。
- ・ 魅力的な事業の実施により、公園の質を高めることができる。
- ・ 民間の広報力で、公園の知名度が向上する。
- ・ 利用者に様々なサービスを提供でき、満足度が向上する。
- ・ 利用者が増加し、まちのにぎわいを創出できる。
- ・ 収益事業の実施により、公園管理費の財源の確保につながる。

民間活力等の導入事例



コンビニエンスストア
(大阪城公園(大阪府大阪市))



カフェ・レストラン
(南池袋公園(東京都豊島区))

イ 取組の方向

民間活力等の導入は、全国的に、集客力や収益性の観点等から、多くの利用者が見込まれる都市部の比較的大規模な公園において、便益施設の設置、運営等収益事業を中心に進められてきましたが、比較的小規模な公園においても企業のCSR活動や、公園の特性を活かした事業等、様々な導入の可能性があります。

公園の立地や規模、既存施設の内容等、その公園の特性を活かしつつ、利用形態、利用者ニーズ等を勘案し、民間活力等の導入を推進します。

ウ 具体的な取組

(ア) 民間活力等の導入の検討

公園の新設時や公園施設の改修時等は、民間活力等を導入する機会となります。

公園や公園施設の設置目的や機能を検討するに当たり、利用者のニーズのみならず民間事業者等のニーズを踏まえることにより、民間活力等の積極的な導入について検討します。

(イ) 企業のCSR活動の誘致及び受入れ

公園を利活用した企業のCSR活動は、公園のにぎわいの創出や、新たな公園の利活用の可能性を創出するとともに、広報活動により他の企業活動の誘致や公園の知名度向上への貢献等が見込まれます。また、例えば民間活力等の導入による街美化アダプト制度を活用し公園の管理を行うなど、地域団体と民間事業者との連携により、更なる地域の活性化に貢献します。

公園を活用した企業のCSR活動を積極的に誘致するとともに、地域団体と民間事業者の交流を促進します。

公園における企業のCSR活動事例

- ・ 地域と連携した公園の管理
- ・ クリーンキャンペーン(大規模な清掃活動)
- ・ 森づくり活動と環境学習プログラム等の開催
- ・ 様々な体験教室の開催(スポーツ、子育て、健康づくり等)
- ・ 集客イベントの開催
- ・ 公園施設(植栽、ベンチ、時計等)の寄付
- ・ 管理運営費への寄付

(ウ) 収益事業の誘致及び受入れ

公園を利活用した収益事業は、公園の魅力向上のみならず、収益の一部を公園の管理運営費用へ充当すること等により、財源の確保につながります。

公園の利用者の利便性の向上や公園の魅力の向上を図るため、民間事業者による公園での収益事業について、受け入れるための仕組みづくりと誘致を推進します。

基本方針 施策 2-5 様々な分野の事業主体との連携の強化

ア 課題や背景

公園は、体験学習やスポーツ、学校行事等の利用による学びの場となるほか、ウォーキング等の健康づくりの場、子育て世代のコミュニティ形成や保育園の利用等による子育て支援の場、地域の伝統的な行事の実施等による文化振興の場、災害時の活動拠点等、様々な主体により利活用がされており、教育や健康福祉等の幅広い分野の取組に貢献しています。

今後、様々な分野の事業主体との連携を更に強化し、施策を展開していくことで、公園の機能を、より一層発揮することが期待できます。

様々な分野の事業主体との連携例



歴史文化の野外学習による教育の場



教育活動の成果の発表による教育の場



マラソン大会による健康づくりの場



文化イベントの開催による文化振興の場

イ 取組の方向

公園が教育、健康福祉、文化振興、防災・減災等の多様な取組に貢献できるよう、様々な分野の事業主体との連携を強化します。

ウ 具体的な取組

(ア) 情報共有の推進

公園は、樹林地や水辺といった自然環境から、陸上競技場や芝生広場等、多様な施設を有する、幅広い利活用が可能なオープンスペースであり、様々な施策の展開が期待できます。

公園のより一層の機能発揮のため、様々な分野の事業主体と施策の展開について情報共有を行います。

(イ) 様々な分野の事業主体と連携した施策の展開

様々な分野の事業主体との連携により、公園を利活用した施策の展開を推進します。

a スポーツ関連施策との連携

まとまった大きさの広場や運動施設等がある公園をスポーツイベントの開催等で活用する等、スポーツ関連施策との連携を推進します。

また、身近な公園においても、市民等が気軽にスポーツを楽しめる機会の提供のため、スポーツ関係団体や地域団体等との連携を推進します。

b 学校教育関連施策との連携

公園の広場や樹林地等を活用した遠足や校外学習の実施等、学校教育関連施策との連携を推進します。

また、児童及び生徒の安全や安心を十分に確保できるよう、公園施設の適正管理を推進します。

c 健康関連施策との連携

公園の広場や健康器具、ジョギングコース等の公園施設や、緑道のネットワーク等を活用した日々の健康増進等に関する取組が行える環境づくりや、健康増進等を目的としたイベントの開催への配慮等により、健康関連施策との連携を推進します。

d 子育て関連施策との連携

子どもが自らの夢をふくらませ、育つことができるよう、のびのびと遊べる環境づくりに努めるとともに、子どもが参加できるイベントの開催への配慮等、子育て関連施策との連携を推進します。

また、園庭のない保育園等の公園利用や、親が安心して子どもを遊ばせることができる安全な公園づくり、子どもを通じたコミュニティの形成等、子育てに貢献できる公園づくりを推進します。

e 介護予防関連施策との連携

高齢者のニーズに配慮した公園づくりを進めることで、仲間との会話や散歩、運動、地域活動等が促進され、生きがいの創出や健康長寿につながると思われます。

今後、多様な世代が使いやすい公園づくりを進めるとともに、公園での活動の場の創出や活動への支援等、介護予防関連施策との連携を推進します。

f 文化振興関連施策との連携

公園は、アートに関わる多様な活動を展開する場や、貴重な文化財の保存や活用、文化の継承の場等、多様な機能を有しています。

今後、文化芸術活動やアートイベントの開催への配慮、文化財の特徴を活かした公園づくり等文化振興関連施策との連携を推進します。

本施策の「具体的な取組」に記載されていないその他の取組や、他の施策に記載している取組についても、様々な分野の事業主体と連携した施策の展開を推進します。

(3) 基本目標3：都市にやすらぎと潤いをもたらします

・基本方針 都市にみどり豊かな潤いある空間を創造します

公園は、高木や低木等の様々な樹木や、水辺空間を有する等、都市の貴重なみどりの空間であり、都市での暮らしにやすらぎや潤いをもたらすとともに、様々な生物の生息及び生育場所となる等、非常に重要な役割を担っています。

公園の本質であるみどりの存在価値を高め、都市環境や生物多様性に配慮しながら都市にみどり豊かな潤いある空間を創造します。

・基本方針 公園の適正配置を推進します

市民の暮らしをより潤いあるものとするためには、公園が身近にあり、誰もが気軽に利用できることが大切です。公園の設置状況や周辺環境等を考慮した公園の適正配置を推進します。

また、街区公園について、誘致圏が重複する等、公園が隣接する場合は、既存の公園の規模や機能、利用状況等を考慮し、公園の統廃合による機能の向上等について検討を行います。

・基本方針 市民のニーズに応じた、魅力的な公園づくりを推進します

公園に対するニーズは、少子高齢化等の社会情勢の変化等により多様化しています。公園の利活用を促進するためには、多様化された利用者のニーズに対応していくことが重要です。

利用者のニーズに応えるため、公園施設の適正配置や公園の機能分担等を推進し、魅力的な公園づくりを推進します。

基本目標3を達成するため、基本方針に基づき、具体的な施策を定めます。

基本方針		施策	
都市にみどり豊かな潤いある空間を創造します	3-1	豊かなみどりの確保と潤いある空間の創出	
公園の適正配置を推進します	3-2	公園の適正配置の推進	
市民のニーズに応じた、魅力的な公園づくりを推進します	3-3	公園の機能分担の推進	
	3-4	ニーズに応じた公園機能の充実	

基本方針 施策 3-1 豊かなみどりの確保と潤いある空間の創出

ア 課題や背景

我が国では、昭和 30 年代以降、市街地の拡大等により都市のみどりが減少し、生活環境が悪化する等の課題が生じたため、法令等の整備や制度の活用により計画的な公園整備等を進めてきました。本市においても、急激な人口増加と市街地の拡大を経験し、昭和 40 年代に公園の設置等による都市のみどりの確保に取り組んできました。

今後も豊かなみどりの確保に努め、その効果を発揮することで、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進める必要があります。

(ア) 地球環境問題の改善に役立つみどり

近年は、化石燃料の大量消費等に伴う地球温暖化、緑地や水面の減少、建築物や舗装面の増大による地表面の人工化等に伴うヒートアイランド現象の顕著化、緑地の減少等に伴う生物多様性の損失等、地球環境問題への対応が国家レベルでの重要な課題となっています。

これらの地球環境問題に対して、公園の樹木等は、非常に重要な役割を果たしています。

公園の樹木等が二酸化炭素を吸収し、固定することによる地球温暖化対策
木陰の形成や蒸散作用、土中水分の気化等によるヒートアイランド現象の緩和
樹木等やその土が生物の生息及び生育場所となることによる都市の生物多様性の確保

(イ) 都市の環境を改善し、まちに潤いをもたらすみどり

公園の樹木等は、騒音や振動の吸収、防風、防塵、大気汚染の防止等、都市環境の改善に役立っています。また、都市の景観を形成し、緑陰を提供する等、まちに潤いある空間を提供しています。

(ウ) 災害から市民の安全を守るみどり

公園の樹木等は、火災の抑制や遅延、延焼防止に役立ちます。また、雨水の流出を抑え、水害や土砂災害の防止に役立つ等、様々な災害を防ぐ役割を担っています。

イ 取組の方向

豊かなみどりの確保と潤いある空間の創出のため、既存樹林の保全や、周辺の土地利用等の土地の特性、水と緑のネットワークの形成等に配慮した公園づくりを推進します。

ウ 具体的な取組

(ア) 既存樹林の保全と有効活用の推進

公園の新規設置や拡大、改修等を行う場合については、既存樹林の保全に努めるとともに、環境教育等での有効活用を推進します。

既存樹林の保全と有効活用事例



富士見公園(街区公園)



林間公園(近隣公園)



相模川自然の村公園(風致公園)



道保川公園(風致公園)

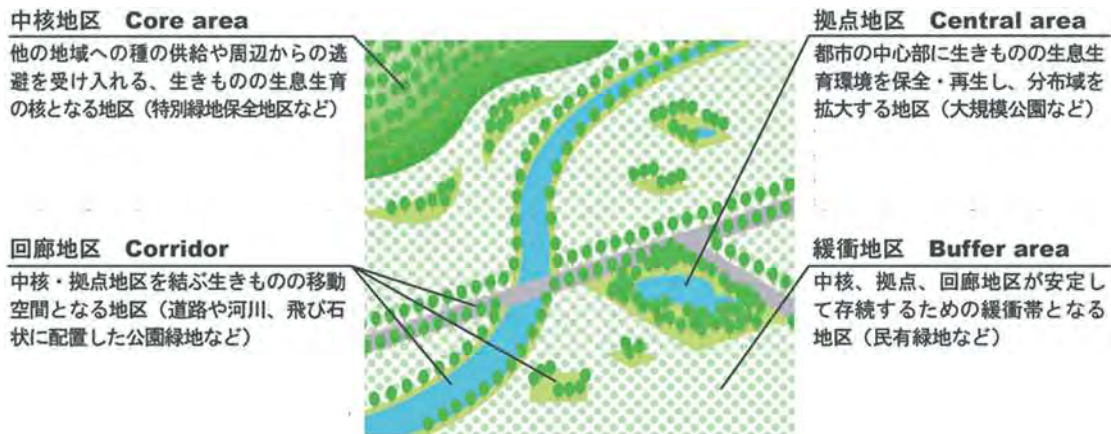
(イ) 水と緑のネットワークの形成

地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等により、地球環境問題に効果的、効率的に取り組むとともに、自然と人が共生するまちをつくるため、公園が周辺のみどりと連続するような配置に努め、また、周辺の植生等を考慮した樹種を選定することにより、水と緑のネットワークの形成を推進します。

公園メモ・・・エコロジカル・ネットワーク

エコロジカル・ネットワークとは、生物の生息及び生育場所の分断化を防ぎ、生態系の水平的なつながりを回復させて、生物多様性の確保を図るためのネットワークです。都市のエコロジカル・ネットワークを考える上では、都市の自然的環境を大きく4つの役割(中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区)に分けて整理しています。

この役割を踏まえ、各種計画や関連部局と連携して整備を実施することで、都市の生物多様性の保全・創出を行うことが可能です。



出典：都市と生物多様性(国土交通省都市局公園緑地・景観課)

基本方針 施策 3-2 公園の適正配置の推進

ア 課題や背景

市民の暮らしをより潤いあるものとするためには、公園の量が確保されることはもちろん、誰もが公園を気軽に利用できるように、適正に配置されていることが重要です。

特に街区公園については、最も身近な公園として日常にやすらぎや潤いをもたらすだけでなく、災害時の一時避難場所として活用される等、地域の暮らしを支えています。

しかし、公園が不足している地域もあり、市が公園を設置するに際しては、そうした地域への優先的な設置を検討する必要があります。

また、市が設置する公園以外にも、まちづくり関連事業により事業者が設置するものがありますが、まちづくり関連事業により設置される公園については、事業における主要施設の配置が優先される等、利用者の利便性等を考慮した適正な配置がなされていない場合があることから、適正な配置を促す必要があります。

なお、ストックの有効活用の観点から、比較的小規模な公園が隣接する場合の対応も課題となっています。

イ 取組の方向

街区公園について、公園が不足している地域への優先的な設置を推進するとともに、まちづくり関連事業により設置される公園について、事業者との協議により、利用者の利便性等を考慮した配置を推進します。

また、公園の多様な利活用等を推進するため、公園の統廃合による比較的大きな公園の確保の検討を行います。

ウ 具体的な取組

(ア) 公園が不足している地域への公園の適正配置の推進

街区公園について、既存公園の誘致圏や周辺環境等を総合的に判断し、公園が不足していると判断した地域については、優先的な設置を検討します。

なお、公園の設置に当たっては、利用の確保のための接道や、利活用のしやすい土地の形状等の条件を踏まえ、適切な敷地を選定します。

街区公園の適正配置の主な基準

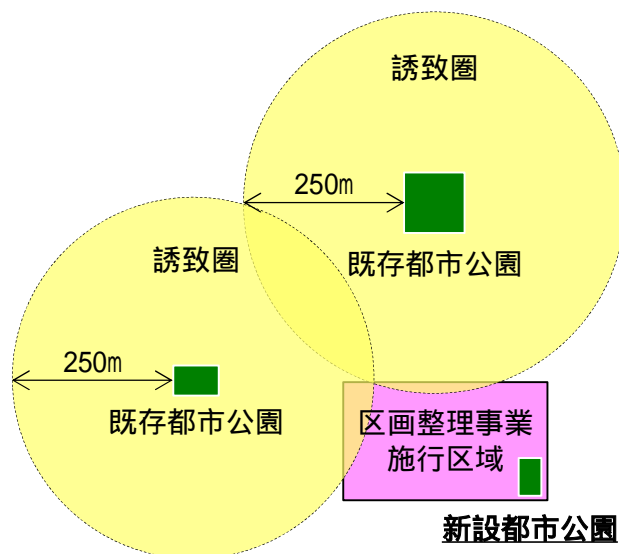
- 1 公道に接し、街区公園を利用する者の有効な利用が確保される位置であるとともに、災害時の避難場所としての効用を備えているものとする。
- 2 平坦な土地であるとともに、正方形等まとまりのある整形な土地とし、著しく狭長、屈曲のある形であってはならないものとする。
- 3 日照が十分確保できる位置であるとともに、高圧送電線下の土地に配置しないよう努めるものとする。
- 4 敷地面積は、相模原市都市公園条例第2条の2第1項第1号に定めるとおり0.25haを標準とする。ただし、地形等地域の実情により判断するものとする。
- 5 誘致距離は、250mを標準とする。ただし、地形等地域の実情により判断するものとする。
- 6 1から5までの基準にかかわらず、用地が無償提供される場合、借地型公園を整備する場合等、市長が特に適当と認める場合は設置することができるものとする。

(イ) まちづくり関連の事業により設置される公園の適正配置の推進

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業や都市計画法に基づく開発行為等のまちづくり関連事業の実施において、公園が設置されることがありますが、これらの公園については、事業区域内に住む人が主たる利用者となります。

主たる利用者の利便性や事業区域内の土地利用及び事業区域周辺の公園の配置状況を考慮した公園の適正な配置を推進します。

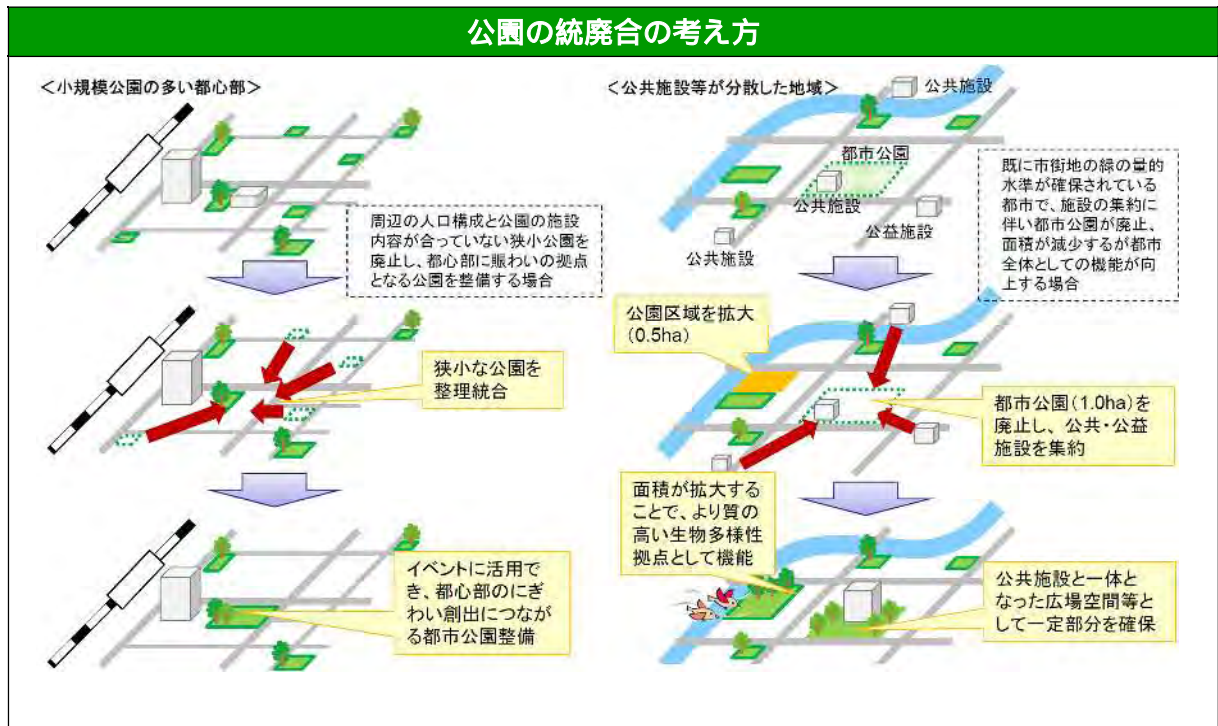
まちづくり関連事業における公園の適正配置例



(ウ) 公園の統廃合の検討

小規模な公園は、多様な利活用が困難な場合が多く、また、誘致圏の重複は、公園の適正配置の観点から課題があることから、小規模で誘致圏の重複が多い街区公園の適正配置が課題となっています。

街区公園について、1箇所当たりの面積の増加による多様な利活用や適正配置の推進等のため、周辺状況やまちづくり計画との整合性、誘致圏等を十分に調査したうえで、統廃合の検討を行います。



出典：都市公園のストック効果向上に向けた手引き

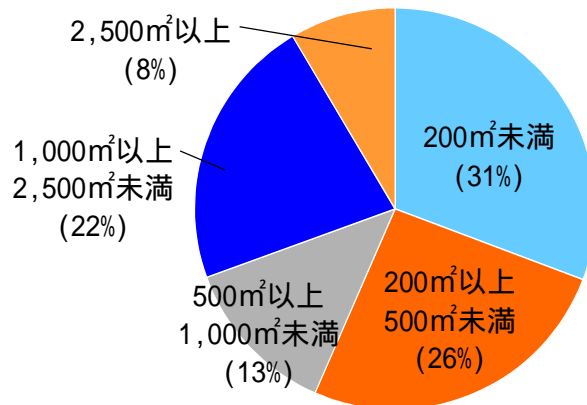
基本方針 施策 3-3 公園の機能分担の推進

ア 課題や背景

本市の公園のうち、街区公園は、550 箇所(面積：46.67ha)となっており、全公園数の90%を占めています。街区公園の1箇所当たりの平均は約850㎡ですが、200㎡未満が全街区公園数の31%、500㎡未満が57%と、小規模なものが多い状況です。

小規模な街区公園でも公園があることで、都市の良好な環境の形成、生物の生息及び生育場所、防災・減災対策等、様々な存在効果を有していますが、過去に遊具とベンチを設置する等、画一的な整備が行われてきたこともあり、少子高齢化等に伴うニーズの変化への対応等の課題が生じています。

街区公園の内訳及び隣接する小規模な街区公園



街区公園の内訳



相模原4丁目ふれあい公園
相模原4丁目エルザ公園



相模原4丁目ふれあい公園
相模原4丁目エルザ公園

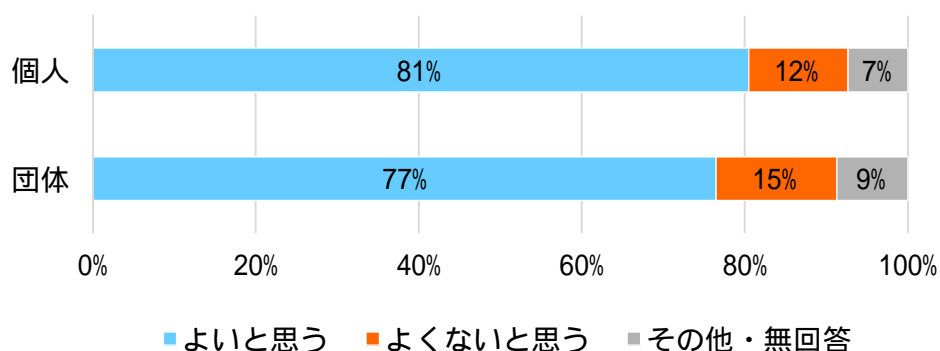
隣接する小規模な街区公園

イ 取組の方向

公園には様々な機能があり、市民のニーズも多様となっています。小規模な街区公園については、1箇所で多様な機能を発揮することは困難な場合が多いことから、近接する街区公園ごとに機能を特化させる等、相互に機能の補完をする、地域での公園の機能分担を検討します。

アンケート調査結果 10

設問：地域に設置されている複数の公園について、地域全体に対する公園ごとの機能を分担し、また公園ごとの特色を持たせることを目的として、一部の公園において、遊具等を設置せず、広場や樹木を中心とした広場公園を整備することについて、どう思いますか。

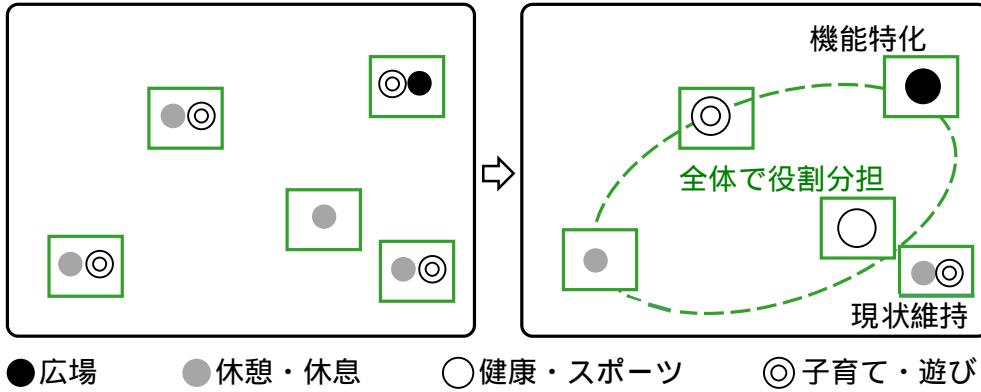


ウ 具体的な取組

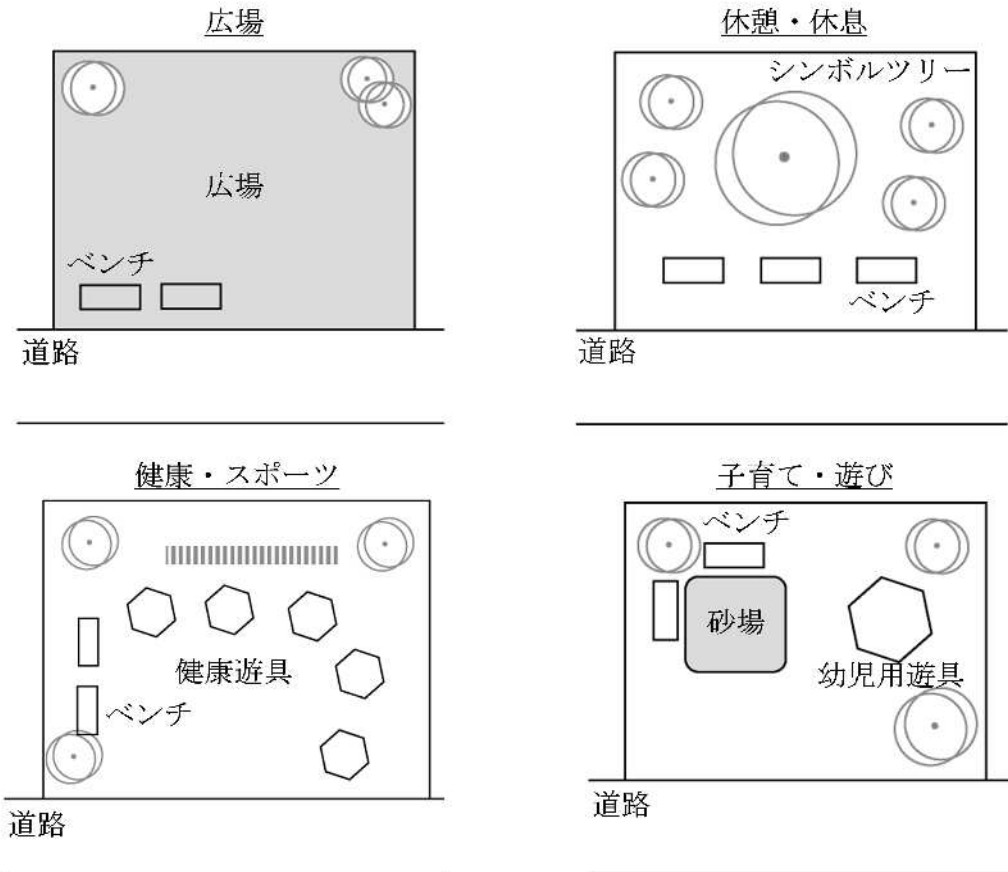
施設の更新時等には、他の街区公園に施設を振り替える等の対応を図り、公園の機能分担を推進します。

公園の機能分担のイメージ

広場機能に特化した公園づくりのため遊具を撤去する等、テーマを設けて機能を特化し、機能分担及び特色ある公園づくりを行います。



地域全体での機能分担のイメージ



機能分担した公園のイメージ

基本方針 施策 3-4 ニーズに応じた公園機能の充実

ア 課題や背景

公園に対するニーズは、少子高齢化等の社会情勢の変化等により多様化しており、公園の魅力向上や利活用の促進のためには、利用者のニーズに応じた施設を設置する必要があります。

また、地域に最も身近な街区公園については、規模や担う役割に応じ、必要とされる施設が異なってくるため、画一的な施設を設置することは望ましくありません。

身近な公園の機能と公園施設	
身近な公園の機能(例)	公園施設
憩いとやすらぎ(気軽に休憩できる公園)	<ul style="list-style-type: none"> ベンチ、四阿等の休憩施設 水飲み場 樹林(開放感を保った緑陰(樹木))
花と緑(美しい花や緑がまちの景観づくりに寄与する公園)	<ul style="list-style-type: none"> 高木、中低木、花壇 四季を感じる花木、花壇や高木に限らずシンボリックな植栽
子育て(子育てに役立つ公園)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児用遊具、砂場、複合遊具 保護者が安心して遊ばせることができる広場 芝生、木陰、四阿、休養施設
遊び(子どもたちがのびのび遊べる公園)	<ul style="list-style-type: none"> (多数で遊べる)複合遊具、築山 (多目的)広場、芝生広場
スポーツ(スポーツを楽しむことができる公園)	<ul style="list-style-type: none"> 対象となるスポーツの専用施設、小規模運動施設 (多目的)広場 ウォーキングコース、ジョギングコース
健康づくり(高齢者等が気軽に健康づくりを楽しめる公園)	<ul style="list-style-type: none"> 健康器具 散策路・ウォーキングコース 休憩スペースとなるベンチ
防災(災害時に備える公園)	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所、一時的に避難できるスペース(広場) 防災倉庫、かまどベンチ
歴史と文化(歴史・文化資源を保全し、伝えていく公園)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に歴史等を理解してもらうための案内板 史跡、モニュメント

イ 取組の方向

アンケート調査によると、公園に設置を希望する施設は、小中学生であれば遊具や休憩場所、団体であれば広場、高齢者であれば健康器具といった意見が多い等、利用者の年齢等により様々であり、全ての公園で画一的な施設の設置を行うことは望ましくありません。

公園施設の設置に当たっては、公園利用者のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに合った施設を選定します。

また、地域に最も身近な街区公園について、公園の規模や果たすべき役割に応じた適切な施設の設置を推進します。

ウ 具体的な取組

(ア) ニーズに応じた公園施設の設置

公園施設の新規設置や更新時には、公園種別等に応じた適切な利用者のニーズを把握した上で、施設の選定を行います。施設の更新時においては、施設の機能の変更等の必要性についても、十分な検討を行います。

利用者のニーズの把握事例

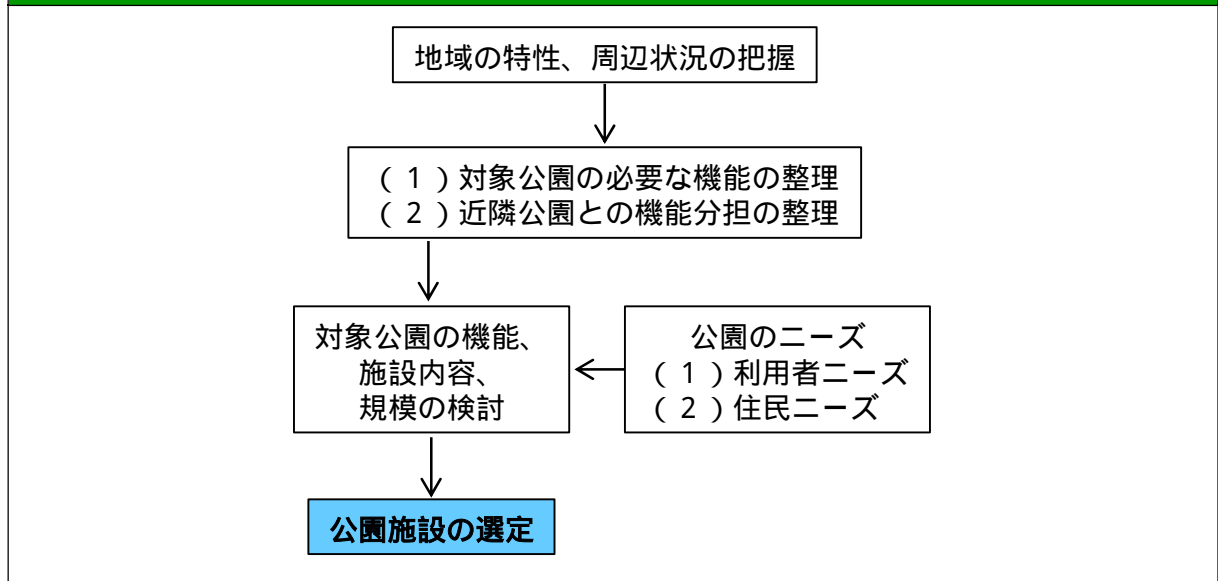


公園利用者による遊具の選定



公園利用者による遊具の選定

施設の機能の変更フロー



(イ) 公園の規模等に応じた適切な施設の設置の推進

公園施設へのニーズは、多岐にわたりますが、全ての利用者のニーズに応じた施設を整備することは困難であり、一定の基準に基づき設置する必要があります。

例えば、街区公園におけるトイレや時計等の施設については、利用形態や災害時の機能等を踏まえた基準を設けています。

その他の施設についても、公園の規模や利用方法等を総合的に判断し、適切な施設の設置を推進します。

街区公園における公園施設の主な設置基準

1 トイレの設置の考え方

- (1) 3,500 m²以上の街区公園で、公園内におおむね 1,000 m²以上の広場を有し、余暇活動や地域住民のふれあいの場として活発に公園利用がなされ、ゲートボール、ドッジボール等が行われている等の理由により、公園利用者が長時間にわたって滞在利用する形態を有すること。
- (2) 公衆衛生上の観点から、水洗式トイレが望ましいので、公共下水道供用開始区域内の公園であること。
- (3) 一時避難場所に指定されていること。
- (4) トイレの設置について、地元の自治会及び近隣住民の理解や協力が得られていること。
- (5) 設置後の管理(清掃、トイレ出入口の鍵の開閉業務)について、地元住民等による組織団体がアダプト活動団体となり得ること。

2 時計の設置の考え方

- (1) 1,000 m²以上の街区公園で、公園内に広場を有し、ゲートボール、ドッジボール等が行われている等の理由により、公園利用者が長時間にわたって滞在利用する形態を有すること。
- (2) 地元の総意の要望又は理解が得られること。
- (3) 一時避難場所に指定され、防災上設置の必要が認められること。

(ウ) 著しく老朽化した公園の機能の更新

遊具、ベンチ等のいわゆる上物の公園施設については、計画的な点検等により、大きく破損する前に補修や更新を行っているところですが、雨水を浸透する管等、地下に埋設される施設の計画的な点検や補修等が課題となっています。そのほか、広場等についても、利用により不陸が生じ雨水が溜まる等、設置後相当年数経過した公園については、利用の阻害や衛生面での課題が生じる可能性があります。

安全・安心で快適な利用ができる空間として公園を維持するため、上物以外の公園施設についても、計画的な点検や補修を検討するとともに、利用者のニーズに対応するため、計画的に全面又は部分的な再整備による機能の更新を検討します。

5 プランの推進

(1) プランの推進

プランにおいて、市民の潤いある暮らしのために、目指すべき公園像を明確にしました。また、その実現のため、行政と市民、地域団体、学校、民間事業者等が協力し合い、各公園が持つ機能を効果的に発揮するための道しるべを示しました。

今後は、プランを着実に推進し、目指すべき公園像の実現に努めていきます。

プランの推進

1 施策の推進

長寿命化計画のような、施策を推進するための個別計画や指針等を定め、進行管理を適切に行います。

2 プランの周知

プランを市民や公園づくりに関係する団体等に幅広く周知し、みんなで目指すべき公園像等を共有します。

3 公園データの公表、利活用状況の発信

ホームページ等で、公園の位置や施設を公表するとともに、公園の利活用状況等を発信し、公園の魅力を幅広く周知します。

(2) 今後の展開

公園は、立地や規模、周辺環境等により様々な特徴を持つことから、公園の更なる魅力の向上や機能の発揮、効果的、効率的な管理のためには、全公園の基本的な方針を踏まえつつ、公園1つ1つに個性を持たせる管理運営を行うことも重要です。

ア 詳細プランの検討

プランに定める市内の全公園を対象とした基本的な方針を踏まえ、具体的な公園のマネジメントに向け、必要に応じて公園ごとの個別のマネジメントプランや、地域ごとの再生プラン等の詳細プランを策定します。

イ プランの見直し

プランは、策定から5年を経過した平成33年度に、社会情勢の変化やまちづくりの状況、国の都市公園に対する考え方等を考慮した見直しを行うとともに、公園の種別や地域の特性等を踏まえた公園に個性を持たせることのできる内容へと見直します。

相模原市パークマネジメントプラン

～ みんなで創り育てる さがみはらの公園～

発行月 / 平成 29 年 3 月

発行者 / 相模原市

編 集 / 環境経済局環境共生部公園課

神奈川県相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

電 話 : 042-769-8243

ファックス : 042-759-4395

E メール : kouen@city.sagamihara.kanagawa.jp

